

令和8年度版

東浦町の環境

東浦町

環境を大切にするまち・

ひがしうら環境宣言

澄んだ空気、きれいな水、緑豊かな自然に恵まれた環境は、人間をはじめ生きるもののすべての願いであります。

この願いを実行するために、次のことをめざします。

- ・自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり
- ・いのちと健康を大切にする安全のまちづくり
- ・ものとエネルギーを大切にする循環のまちづくり
- ・住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり

そして、これを次の世代に引き継いでいくとともに、恵み豊かな環境をつくりあげていくために、東浦町を「環境を大切にするまち・ひがしうら」とすることを宣言します。

平成12年10月11日制定 東浦町

目 次

I	東浦町の概要	1
II	環 境 保 全	
1	公害による苦情	3
2	大 気 汚 染	6
3	水 質 汚 濁	13
4	騒 音 ・ 振 動	21
5	悪 臭	26
6	地 盤 沈 下	28
7	公害防止協定	29
8	地球温暖化対策事業	32
9	環境基本計画の推進	33
III	廃 棄 物	
1	ご み	38
2	し 尿	57
3	東部知多衛生組合の状況	60
	用 語 解 説	62

I 東浦町の概要

1 本町の位置、大きさ

本町は、名古屋市の南、知多半島の北東部、衣浦湾の最奥に位置し、北は大府市、西は阿久比町・知多市・東海市に、南は半田市に、東は境川を隔て刈谷市、高浜市に隣接しています。



位 置 (役場)	
東 経	136 ° 58′
北 緯	34 ° 58′

大 き さ	
東 西	6.2km
南 北	7.7km
面 積	31.14km ²

2 都市計画区域・用途地域

令和8年4月1日現在

区 分		面 積 (ha)	比 率 (%)	建 ぺ い 率 (%)	容 積 率 (%)
都 市 計 画 区 域		3,114.0	100.0	—	—
市 街 化 区 域		831.6	26.7	—	—
市街化調整区域		2,282.4	73.3	60	200
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	113.6	13.7	30・50・60	50・100
	第二種 "	—	—	—	—
	第一種中高層住居専用地域	218.9	26.3	60	150・200
	第二種 "	—	—	—	—
	第一種住居地域	189.3	22.8	60	200
	第二種 "	4.1	0.5	60	200
	準住居地域	31.2	3.7	60	200
	田園住居地域	—	—	—	—
	近隣商業地域	23.9	2.9	80	200
	商業地域	18.4	2.2	80	200・400
	準工業地域	29.0	3.5	60	200
	工業地域	131.0	15.7	60	200
	工業専用地域	72.2	8.7	60	200

3 人口及び世帯数の推移

(各年: 3月末現在)

年	世帯数 (世帯)	人 口 (人)			人口密度 (人/km ²)
		男	女	計	
R4	21,163	25,281	25,091	50,372	1,618
R5	21,408	25,212	25,021	50,233	1,613
R6	21,642	25,137	25,025	50,162	1,611
R7	21,714	24,932	24,886	49,818	1,600
R8	21,925	24,781	24,804	49,585	1,592

(注) 東浦町の人口総数 (外国人人口を含む)

Ⅱ 環境保全

1 公害による苦情

(1) 公害による苦情の現況

公害による苦情は、地域住民の日常生活に密接した問題であり、その適切な処理は、住民の健康と文化的な生活を守るために、また紛争の未然防止のためにも必要であり、愛知県知多県民事務所など関係行政機関と協力し、苦情の早期解決に努めています。

以前の苦情の発生源は、工場や事業所からのものが多く見られましたが、近年では、住民の日常生活に伴って生じる苦情が多くなっており、内容も多様化しています。

苦情内容は、大気汚染、雑草に関する苦情が高い割合を占めており、中でも大気汚染は、住宅地や農地等での野焼きについての苦情や問い合わせが多く発生しています。

(2) 公害等による苦情の状況

①種類別件数

(単位：件)

年度 種類別		R3	R4	R5	R6	R7
典型 7 公害	大 気	45	33	30	28	16
	水 質	6	2	3	4	1
	土 壌	0	0	0	0	0
	騒 音	16	14	13	10	8
	振 動	1	0	0	2	4
	悪 臭	14	5	9	5	3
	地盤沈下	0	0	0	0	0
そ の 他 (不法投棄・雑草等)		160	134	106	99	79
計		242	188	161	148	111

②地区別件数

(単位：件)

地区 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
森 岡	32	24	38	24	21
緒 川	64	43	31	43	20
緒川新田	32	40	20	23	14
石 浜	41	20	35	19	18
生 路	33	30	19	21	24
藤 江	38	30	18	18	14
不 明	2	1	0	0	0
計	242	188	161	148	111

③主な苦情の内容

大 気・・・焼却行為(野焼き)
 騒 音・・・事業場等の機械の作業騒音、日常生活音
 悪 臭・・・店舗、家庭からの排水

(3) 環境監視員の活動状況

平成13年4月1日から、環境監視員1名、平成14年4月1日から2名で町内各地区のパトロール活動を重点に行い、苦情発生後の対応型から未然防止型へ転換を図り、住民の生活環境の保全に寄与することを目指しています。

また、不法投棄等の違反行為の発生時には、その調査や指導、警察等関係機関との連絡調整を行っています。

① 環境監視活動状況

(単位：箇所)

項目 \ 年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	不法投棄	雑草	産廃施設警戒	その他	合計
R3	28	56	9	0	11	893	80	112	1,778	2,967
R4	12	64	8	1	7	831	81	183	1,795	2,982
R5	17	39	1	0	3	849	82	116	2,324	3,431
R6	14	36	10	2	2	948	67	180	2,832	4,091
R7	13	36	5	1	5	1037	71	180	2,752	4,100

(注) 箇所数は延べ数(その他は回数)

② 家電リサイクル法による家電4品目及びパソコンの不法投棄状況

(単位：個)

品目 年度	テレビ	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機	エアコン (室外機含む)	パソコン	合計
R3	14	9	1	0	0	24
R4	7	7	2	0	1	17
R5	5	3	1	0	1	10
R6	14	7	2	0	1	24
R7	5	2	1	0	2	10

(注) 環境監視により確認したもの

2 大気汚染

(1) 大気汚染の現況

大気汚染は、工場・事業所等から排出されるばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）や、自動車等からの排出ガス（一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素等）が主な原因となっています。

本町では東浦町役場に愛知県が大気汚染測定局を設置し、浮遊粒子状物質、窒素酸化物及び光化学オキシダントの測定をしています。

令和7年度の測定結果は、すべての項目において環境基準に適合しました。

また、ばい煙発生施設を設置している工場等への調査や、廃棄物等の野焼き防止など、大気汚染の防止にも積極的に努めています。

(2) 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月8日環庁告第25号・令和8年1月30日環境省告示第8号改正)

物質名 ()内告示年月日	環 境 基 準		備 考
	環境上の条件	適用除外	
二酸化硫黄(SO ₂) (昭48.5.16)	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域	
浮遊粒子状物質(SPM) (昭48.5.8)	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	同 上	浮遊粒子状物質とは、その粒径が10μm以下の大気中の浮遊粉じんを示す。
一酸化炭素(CO) (昭48.5.8)	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	同 上	
二酸化窒素(NO ₂) (昭53.7.11)	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	同 上	
光化学オキシダント(Ox) (令8.1.30)	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。	同 上	光化学オキシダントとは、オゾン、PAN等の光化学反応により生成される酸化性物質をいう。

(3) 測定点・測定項目

測定項目 測定点	浮遊粒子状物質 (SPM)	窒素酸化物 (NO+NO ₂)	光化学オキシダント (Ox)
東 浦 町 役 場 (昭49.4設置)	○	○	○

(注) 東浦町役場内での測定点は愛知県の測定局

(4) 各種届出状況

(令和8年3月31日現在：累計)

施 設 名	関係法令		大気汚染防止法		県民の生活環境の保全等に関する条例	
	工場等数	施 設 数	工場等数	施 設 数	工場等数	施 設 数
ばい煙発生施設	39	116	8	16		
粉じん発生施設	11	56	27	116		
大気指定工場等	—	—	7	23		

(資料：知多県民事務所環境保全課)

(5) 測定の状況

①浮遊粒子状物質 (S P M)

年度変化 (年平均値)

(単位：mg/m³)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
測定点					
東 浦 町 役 場	0.015	0.015	0.015	0.015	0.016

年間測定結果 (令和7年度)

項 目	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	年 平 均 値	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数と その割合		日平均値 0.10mg/m ³ を超えた 日 数 と その割合		1時間 値の 最高値	日平均 の 最高値	環 境 基 準
				時間	%	日	%			
測定点	日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	適否
東 浦 町 役 場	361	8682	0.016	0	0.0	0	0.0	0.094	0.047	適

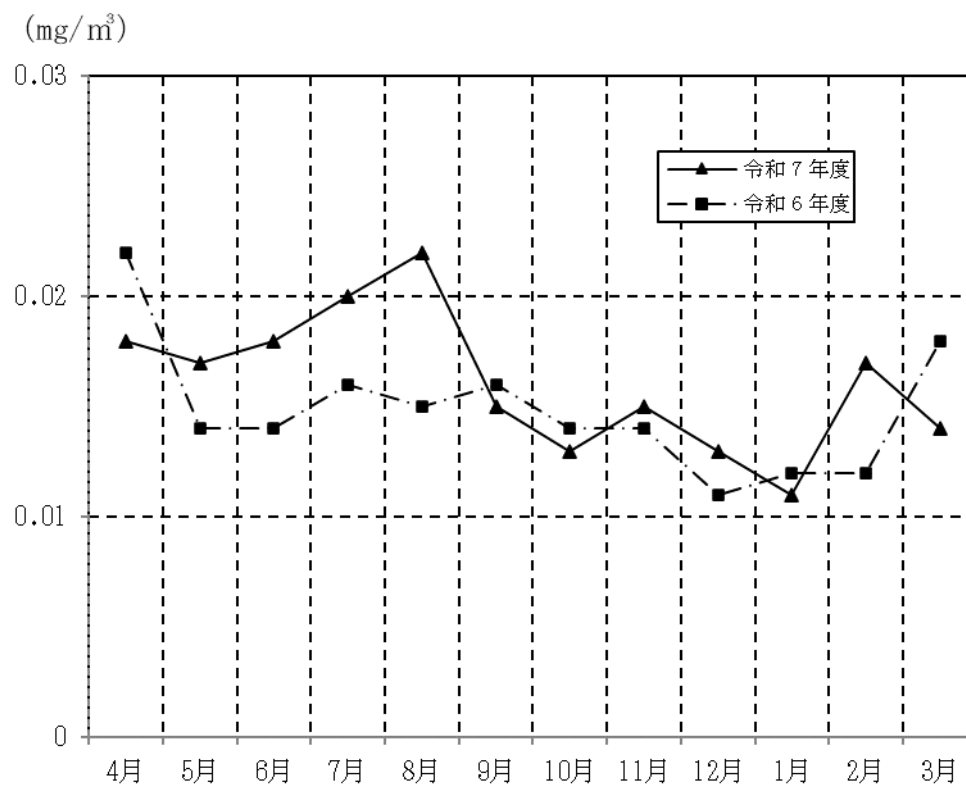
(資料：愛知県環境局環境政策部水大気環境課)

浮遊粒子状物質の月別測定結果

年 月 項 目			R7									R8		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
東 浦 町 役 場	有効測定日数	日	30	31	27	31	31	30	31	29	31	31	28	31
	測 定 時 間	時間	719	742	674	741	742	718	741	706	743	743	671	742
	月 平 均 値	mg/m ³	0.018	0.017	0.018	0.020	0.022	0.015	0.013	0.015	0.013	0.011	0.017	0.014
	1 時 間 値 の 最 高 値	mg/m ³	0.066	0.063	0.054	0.078	0.083	0.043	0.047	0.094	0.048	0.046	0.086	0.040
	日 平 均 値 の 最 高 値	mg/m ³	0.032	0.033	0.032	0.047	0.041	0.031	0.021	0.023	0.028	0.029	0.034	0.028

(資料：愛知県環境局環境政策部水大気環境課)

浮遊粒子状物質の経月変化（月平均値）



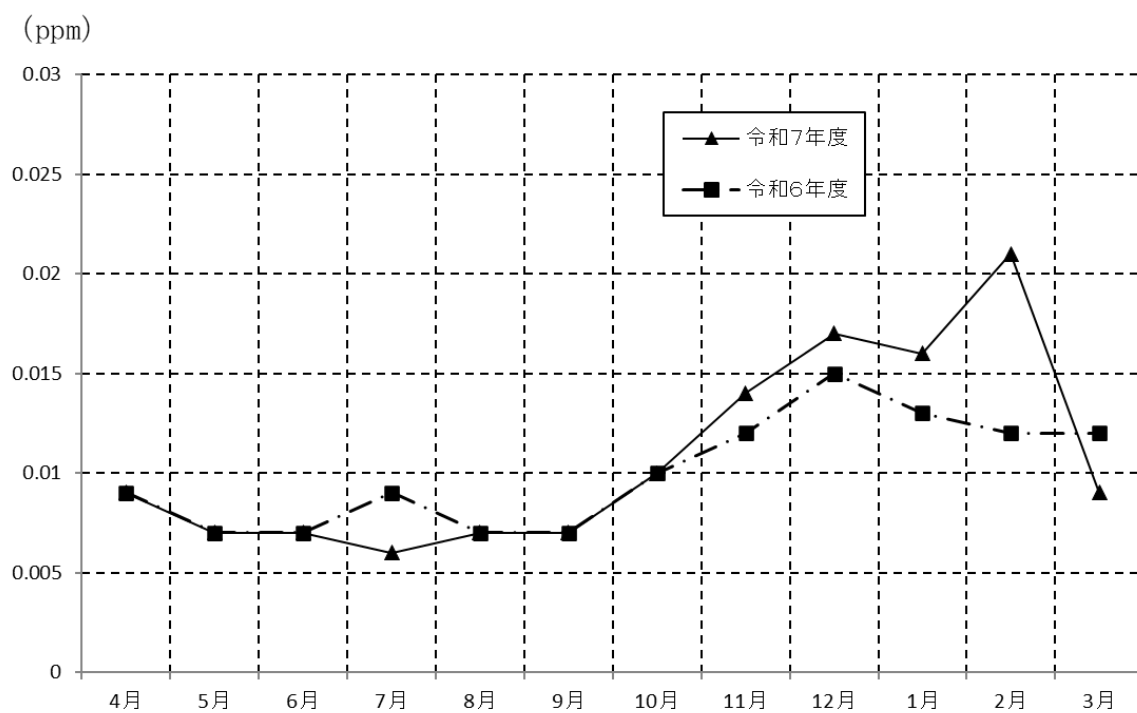
②窒素酸化物（NO+NO₂）

一酸化窒素（NO）・二酸化窒素（NO₂）・窒素酸化物（NO_x）の月別測定結果

年 月 項 目			R7									R8			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
東 浦 町 役 場	有効測定日数		日	30	31	28	31	31	30	31	29	31	30	21	20
	測 定 時 間		時間	712	737	693	735	738	711	733	703	737	732	511	486
	一 酸 化 窒 素	月 平 均 値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.003	0.002	0.002	0.001
		1時間値の 最 高 値	ppm	0.022	0.013	0.012	0.012	0.010	0.015	0.017	0.034	0.051	0.044	0.042	0.014
		日平均値の 最 高 値	ppm	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.004	0.003	0.008	0.014	0.010	0.009	0.002
	二 酸 化 窒 素	月 平 均 値	ppm	0.008	0.007	0.006	0.005	0.006	0.006	0.009	0.011	0.014	0.013	0.019	0.009
		1時間値の 最 高 値	ppm	0.049	0.025	0.027	0.027	0.019	0.024	0.027	0.034	0.044	0.040	0.048	0.032
		日平均値の 最 高 値	ppm	0.016	0.011	0.011	0.010	0.011	0.012	0.016	0.021	0.025	0.025	0.032	0.014
		日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	窒 素 酸 化 物	月 平 均 値	ppm	0.009	0.007	0.007	0.006	0.007	0.007	0.010	0.014	0.017	0.016	0.021	0.009
		1時間値の 最 高 値	ppm	0.071	0.035	0.032	0.029	0.025	0.038	0.040	0.062	0.074	0.077	0.087	0.042
		日平均値の 最 高 値	ppm	0.019	0.014	0.012	0.011	0.012	0.016	0.018	0.028	0.035	0.035	0.038	0.016
		NO ₂ /(NO+NO ₂) (月 平 均 値)	%	91.5	91.3	87.1	81.2	88.9	87.8	90.4	82.9	80.0	85.1	88.5	91.3

（資料：愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

窒素酸化物（NO_x）の経月変化（月平均値）

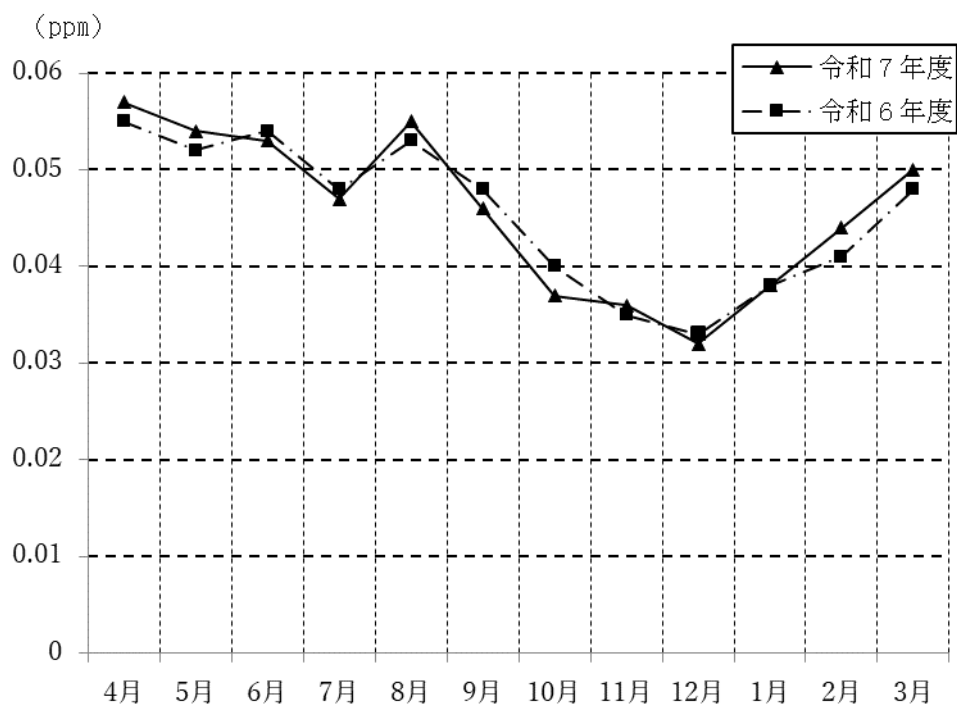


③光化学オキシダント（O_x）
光化学オキシダントの月別測定結果

年 月 項 目			R7										R8		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
東 浦 町 役 場	昼間測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	
	昼間測定時間	時間	448	463	447	463	463	448	462	437	461	460	418	463	
	昼間の 1 時間 値が、0.06ppm を超えた日数 及び時間数	日	13	12	12	8	15	4	0	0	0	0	0	3	
		時間	42	38	45	31	37	12	0	0	0	0	0	17	
	昼間の 1 時間 値が 0.12ppm を超えた日数 及び時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	昼間の 1 時間 値の 最 高 値	ppm	0.074	0.090	0.086	0.105	0.075	0.079	0.059	0.050	0.042	0.050	0.060	0.073	
	昼間の日最高 1 時 間 値 の 月 間 平 均 値	ppm	0.057	0.054	0.053	0.047	0.055	0.046	0.037	0.036	0.032	0.038	0.044	0.050	

（資料：愛知県環境局環境政策部水大気環境課）

光化学オキシダントの経月変化（昼間の日最高1時間値の月間平均値）



④ダイオキシン類

(単位:pg-TEQ/m³)

年度	春季	夏季	秋季	冬季	年平均	環境基準値
R3	—	0.01	—	0.02	0.01	年平均が0.6以下
R4	—	0.01	—	0.03	0.02	
R5	—	0.01	—	0.06	0.04	
R6	—	0.02	—	0.04	0.03	
R7	—	0.01	—	0.08	0.04	

(注) 1 pg (ピコグラム) : 1兆分の1g

2 TEQ: ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す単位

ダイオキシン類は異性体が多く、毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い「2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」の量に換算した値として表した毒性当量

3 平均値は、PCDD(ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)、PCDF(ポリ塩化ジベンゾフラン)及びCo-PCB(コプラナーポリ塩化ビフェニル)の値の合計

⑤ばい煙

大気汚染物質の排出抑制のため、発生施設がある工場で調査を実施しています。

測定結果は、14の工場で公害防止協定の基準に適合しました。

事業所数	ばいじん(平均値)	窒素酸化物(平均値)	硫黄酸化物(平均値)
14	0.035g/m ³ N	85.49ppm	0.056g/m ³ N

3 水質汚濁

(1) 水質汚濁の現況

水質汚濁は、炊事・洗濯等の日常生活を営むうえで排出される生活排水や工場・事業所等からの排水が主な原因となって起こります。水質・底質の悪化、悪臭の発生、有害物質（カドミウム・全シアン等）による水質汚濁が起きると、飲料水や魚介類を通して人体に吸収され、人の健康に被害が生じるおそれがあります。

本町の河川は、須賀川・豆搦川・明徳寺川・岡田川・境川の各水系で衣浦湾へ、鎌池川は阿久比川へ流入しています。水質を監視するため、河川 13 地点、ため池 29 地点、排水路 5 地点の計 47 地点で水質調査を実施しています。

今後も水質汚濁の大きな原因となる生活排水への対策として、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めるとともに、生活排水による汚れを少しでも減らせるよう啓発に努め、定期的な河川パトロールを実施し、水質の汚濁防止を図ります。

(2) 水質汚濁に係る環境基準（昭46. 12. 28環庁告第59号・令7. 31環省告第35号改正）

①人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.02mg/ℓ以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒 素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
ス-1, 2-ジクロロエレン	0.04mg/ℓ以下	1, 4-ジメチル	0.05mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		
備 考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンについては、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			

②生活環境の保全に関する環境基準

河 川(湖沼を除く)

項目 ※利用	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 数
AA	水道1級、自然環境保全 およびA以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水 浴およびB以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ以上	300CFU/ 100ml 以下
B	水道3級、水産2級およ びC以下の欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	1000CFU/ 100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級 およびD以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水 およびEの欄に掲げるも の	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ 以上	—
測 定 方 法		規格K0102-1に定 める方法又はガラ ス電極を用いる水 質自動監視測定装 置によりこれと同程 度の計測結果の得 られる方法	規格K0102-1に 定める方法	付表8に掲げる 方法	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定 める方法又は隔 膜電極若しくは 光学式センサを 用いる水質自動 監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得 られる方法	規格K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7は除く。)に 定める方法(ただ し、試料採取後直 ちに試験ができな いときは、0～5℃ (凍結させない)の 暗所に保存し、9時 間以内に試験する ことが望ましく、12 時間以内に試験す る。)
備 考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値のデータ値とする(湖沼、海域もこれに 準ずる。)。 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。(湖沼もこれに準ずる) 3 測定方法やその他 留意事項については、環境省告示参照。						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産2級および水産3の水産生物用

水産2級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈でん等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

※町内河川で、環境基準が定められた河川は、境川と鎌池川から流入する阿久比川の2河川であり、類型は境川はB、阿久比川はCである。

(3) 調査の状況（河川・ため池・排水路）

令和7年度の調査結果

地点	地点		測定月	pH	BOD・COD	SS	DO	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質	窒素含有量	りん含有量
No.					(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(CFU/100mℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)
1	河川	石ヶ瀬川	5月	7.6	2.7	13	8.7	2800	0.5未満	4.2	0.21
			11月	7.9	1.3	3	11.6	1500	0.5未満	5.0	0.16
2		五ヶ村川上流	5月	7.5	2.6	59	3.8	250	0.5未満	1.5	0.45
			11月	7.4	2.3	48	7.0	270	0.5未満	2.2	0.21
3		五ヶ村川中流	5月	7.4	4.9	32	6.6	530	0.5未満	2.0	0.28
			11月	7.4	0.5未満	23	7.2	1500	0.5未満	2.4	0.23
4		岡田川上流	5月	7.9	2.1	7.4	10.6	740	0.5未満	2.9	0.29
			11月	7.8	1.3	2	10.9	1200	0.5未満	6.8	0.47
5		岡田川中流	5月	7.6	4.9	12	9.0	630	0.5未満	3.8	0.26
			11月	7.6	2.0	6	11.6	1700	0.5未満	4.2	0.24
6		岡田川下流	5月	7.4	2.4	16	7.2	420	0.5未満	2.6	0.30
			11月	7.6	2.7	9	9.9	600	0.5未満	3.5	0.19
7		境川	5月	7.6	2.9	14	8.1	210	0.5未満	1.6	0.17
			11月	7.6	1.1	4	7.4	1000	0.5未満	1.7	0.16
8		明徳寺川上流	5月	7.8	2.3	28	10.3	270	0.5未満	2.1	0.12
			11月	7.6	1.3	5	10.9	98	0.5未満	2.9	0.095
9		明徳寺川中流	5月	7.6	3.7	53	9.1	250	0.5未満	1.9	0.17
			11月	7.5	1.3	4	10.7	180	0.5未満	1.9	0.072
10		明徳寺川下流	5月	7.3	2.1	49	6.8	320	0.5未満	1.3	0.13
			11月	7.6	1.1	3	9.7	180	0.5未満	1.6	0.071
11		鎌池川下流	5月	8.6	23	10	10.6	1未満	0.8	2.7	0.22
			11月	9.1	52	18	9.5	3	2.8	3.7	0.33
12		豆搦川	5月	7.7	2.4	6.9	8.4	550	0.5未満	1.3	0.11
			11月	7.6	1.8	3	8.2	710	0.5未満	1.9	0.12
13		須賀川	5月	7.3	8.7	53	7.8	6800	0.5未満	11	2.4
			11月	7.5	4.9	15	10.3	640	0.5未満	3.1	0.42
14	ため池	大池	5月	8.6	11	12	11.3	18	0.5未満	0.12	0.01
15		杉之内池	5月	8.5	4.7	2	11.0	1未満	0.5未満	0.34	0.021
16		上申ヶ池	5月	9.3	9.8	9	14.0	4	0.5未満	0.89	0.097
17		下申ヶ池	5月	9.0	12	11	11.2	1未満	0.5未満	1.0	0.088
18		砂川池	5月	8.3	6.7	12	16.5	26	0.5未満	0.93	0.082
19		緒川新池	5月	9.3	8.2	15	13.2	4	0.5未満	0.74	0.077
20		馬池	5月	7.6	7.4	16	9.2	47	0.5未満	0.76	0.072
21		大狭間池	5月	9.1	14	19	14.4	5	0.5未満	1.2	0.11
22		濁池	5月	8.9	6.4	10	13.9	2	0.5未満	0.65	0.045
23		下鰻池	5月	10.3	23	20	21.1	1未満	0.5未満	2.0	0.13
24		本坪池	5月	7.5	8.3	1未満	7.8	47	0.5未満	1.1	0.064
25		上ノ池	5月	7.8	9.8	1	7.3	8	0.5未満	0.72	0.15
26		雁狭間池	5月	9.7	11	8	16.3	4	0.5未満	1.1	0.24
27		新左田池	5月	7.4	6.8	5	7.9	6	0.5未満	0.45	0.032
28		上高根池	5月	7.3	6.3	2	9.2	1未満	0.5未満	0.30	0.019
29		明治池	5月	10.0	51	100	20.6	1未満	0.5未満	3.6	0.47

地点	地点		測定月	pH	BOD・COD	SS	DO	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質	窒素含有量	りん含有量
No.					(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(CFU/100mℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)
30	河川	明覚池	5月	8.0	7.9	19	10.1	11	0.5未満	0.81	0.11
31		新池	5月	7.7	9.5	11	9.4	2	0.5 未満	0.62	0.053
32		下三ツ池	5月	9.0	6.4	3	12.3	1未満	0.5 未満	0.39	0.033
33		上三ツ池	5月	7.1	5.0	3	8.3	18	0.5 未満	0.38	0.011
34		菰蓋池	5月	7.7	6.6	4	8.9	20	0.5 未満	0.42	0.037
35		田之助池	5月	7.3	5.2	10	6.5	5	0.5 未満	0.43	0.046
36		黒鳥池	5月	7.9	15	24	11.1	8	0.5 未満	1.5	0.21
37		飛山池	5月	7.4	5.6	7	8.0	1未満	0.5 未満	0.46	0.031
38		永見池	5月	8.1	8.0	3	11.7	1未満	0.5 未満	0.60	0.050
39		藤仙坊池	5月	7.6	8.1	33	9.3	10	0.5 未満	0.65	0.090
40		午池	5月	8.5	14	43	12.1	10	0.5 未満	2.0	0.19
41		黒根池	5月	7.5	5.2	11	8.9	2	0.5 未満	0.4	0.035
42		新々池	5月	7.4	7.0	10	5.4	17	0.5 未満	0.46	0.034
43		森岡駅東水路	5月	7.5	6.0	24	7.0	1300	0.5 未満	—	—
44		石浜浜新田排水路	5月	7.2	7.9	6	3.0	3100	0.5 未満	—	—
45		生路2号排水路	5月	7.4	8.0	10	4.1	490	0.5 未満	—	—
46		生路5号排水路	5月	8.3	4.6	3	11.9	30	0.5 未満	—	—
47		巽ヶ丘ハイソ前	5月	9.7	32	79	10.7	1未満	18	—	—

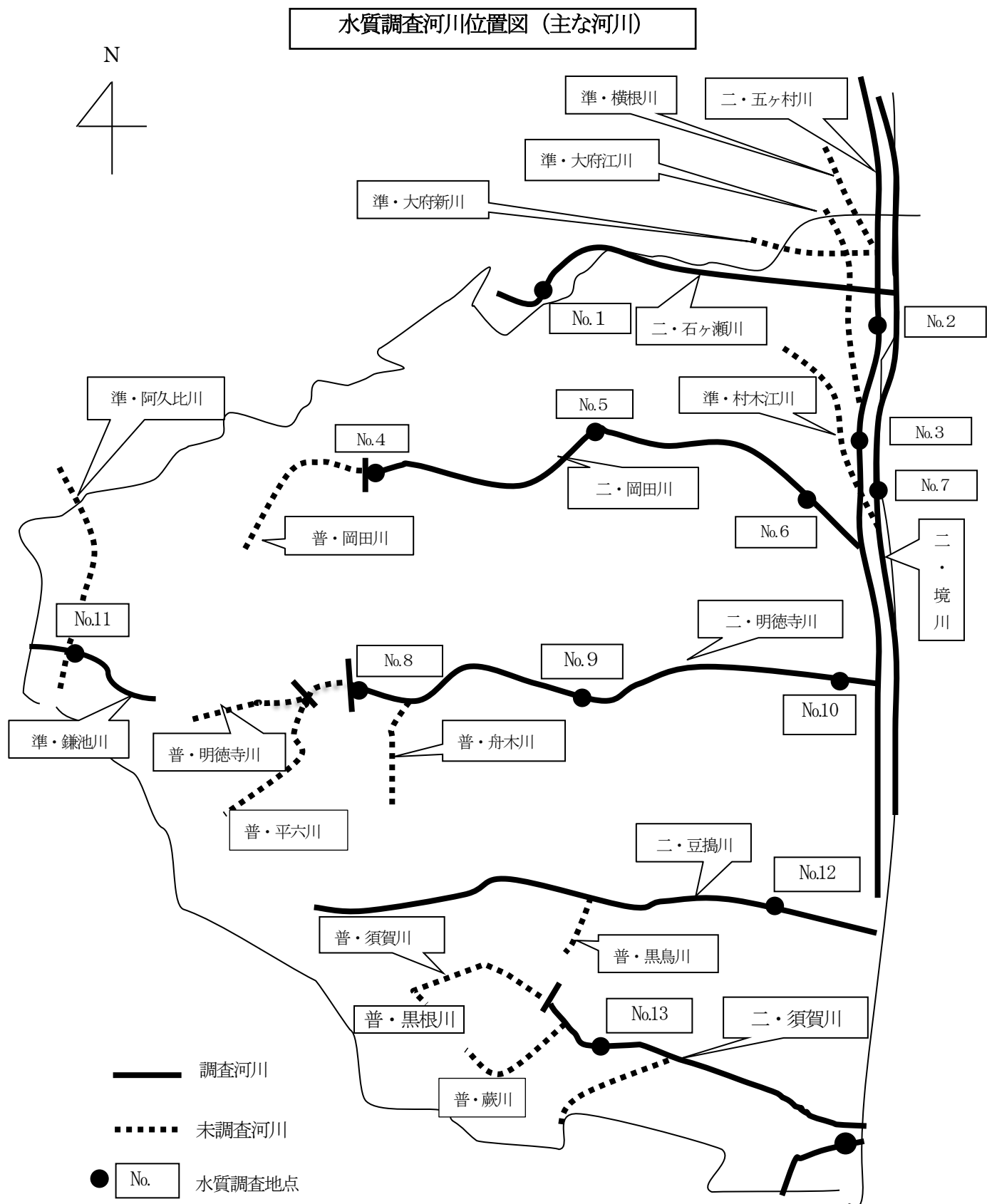
(単位 : mg/ℓ)

地点	地点		測定月	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
No.				アルキル水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸窒素及び亜硝酸窒素	
3	河川	五ヶ村川中流	5月	0.0003未満	0.1未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.0005未満
				0.0005未満	0.0005未満	0.001未満	0.0005未満	0.9	
7		境川	5月	0.0003未満	0.1未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.0005未満
				0.0005未満	0.0005	0.001未満	0.0005未満	1.0	
8		明徳寺川上流西	5月	—	0.1未満	0.005未満	0.005未満	—	—
				—		—	—	—	

地点	地点		測定月	全シアン (mg/L)	鉛 (mg/L)	六価クロム (mg/L)	砒素 (mg/L)	銅 (mg/L)	アンモニア態 窒素(mg/L)	電気伝導度 (mS/m)	亜鉛 (mg/L)
27	ため池	新左田池	5月	—	—	—	0.005未満	0.01未満	0.5未満	34	0.001未満
30		明覚池	5月	0.1未満	0.005未満	0.005未満	—	—	—	—	—

(単位 : pg-TEQ/ℓ)

地点	地点		測定月	ダイオキシン類	水質環境基準
2	河川	五ヶ村川上流	5月	4.0	1以下



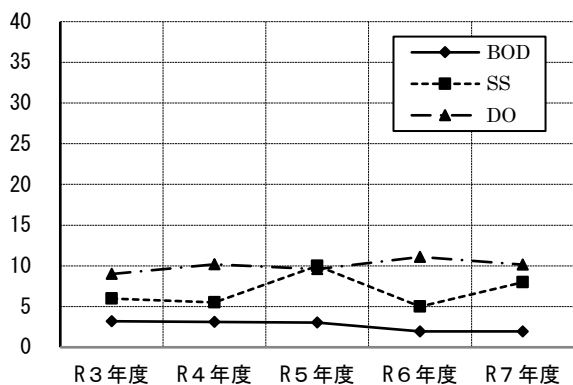
- (注) 1 一級河川（一）：一級河川とは、国土保全上（治水）または国民経済上（利水）特に重要な水系で政令で指定したものにかかわる河川で国土交通大臣が指定したものです。
- 2 二級河川（二）：二級河川とは、一級河川として指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものにかかわる河川で都道府県知事が指定したものです。
- 3 準用河川（準）：一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものは、準用河川として河川法の二級河川に関する一定の規定が準用されます。
- 4 普通河川（普）：河川法に基づく指定を受けない河川（公共の水流、水面）を一般に総称して普通河川と呼びます。河川法に記述はなく厳密に河川法上の分類はありません。普通河川の管理は市町村が行っています。

河川BOD・SS・DO経年変化（年間平均値）

項目・年度 河川名		B O D (mg/ℓ)					S S (mg/ℓ)					D O (mg/ℓ)				
		R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
1	石ヶ瀬川	3.2	3.1	3.1	2.0	2.0	6.0	5.5	10.0	5.0	8.0	9.0	10.2	9.6	11.1	10.2
2	岡田川	2.3	3.0	3.0	1.5	2.6	4.0	6.2	8.7	7.5	8.7	9.7	9.4	10.3	10.6	9.9
3	鎌池川	5.9	16.2	22.9	15.5	37.5	7.0	15.0	15.0	11.5	14.0	9.7	8.8	8.0	9.0	10.1
4	明徳寺川	4.3	2.2	2.5	1.4	2.0	10.5	11.6	9.6	16.0	23.6	8.9	8.8	9.0	8.6	9.6
5	豆搗川	2.8	1.9	2.8	1.7	2.1	19.5	10.0	8.0	6.5	5.0	8.0	9.4	8.3	8.2	8.3
6	須賀川	6.4	7.3	9.4	5.3	6.8	22.0	23.5	37.0	17.0	34.0	9.3	7.8	7.0	8.1	9.1
7	五ヶ村川	1.9	1.6	2.0	3.3	2.6	33.5	20.5	11.8	25.0	40.5	5.9	5.6	5.7	5.9	6.2
8	境川	1.1	1.3	2.3	2.0	2.0	5.0	7.5	6.5	7.0	9.0	6.6	6.5	6.2	7.0	7.8

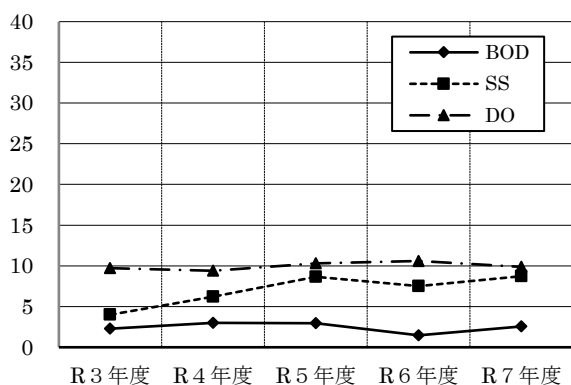
(mg/ℓ)

1. 石ヶ瀬川



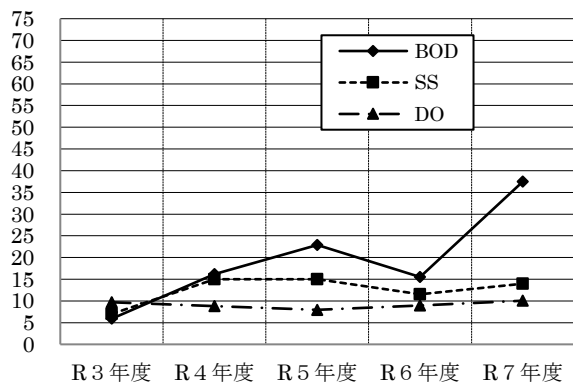
(mg/ℓ)

2. 岡田川



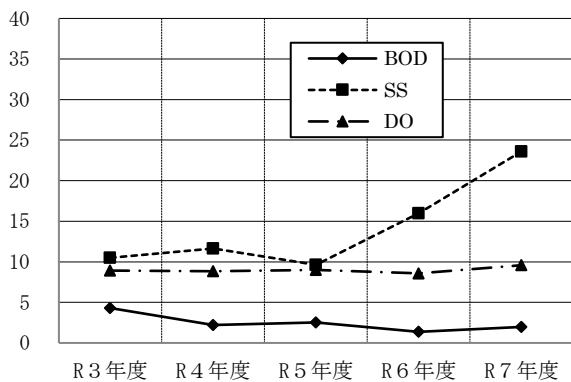
(mg/ℓ)

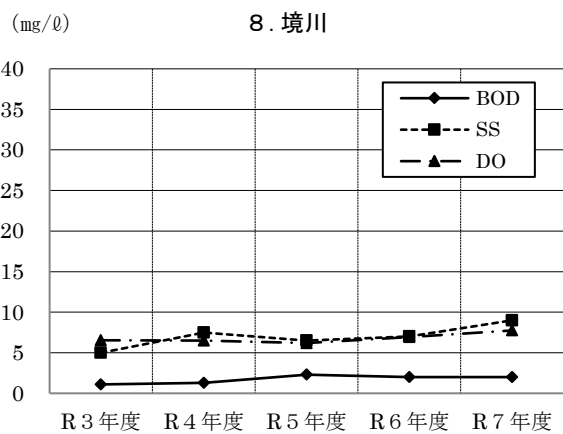
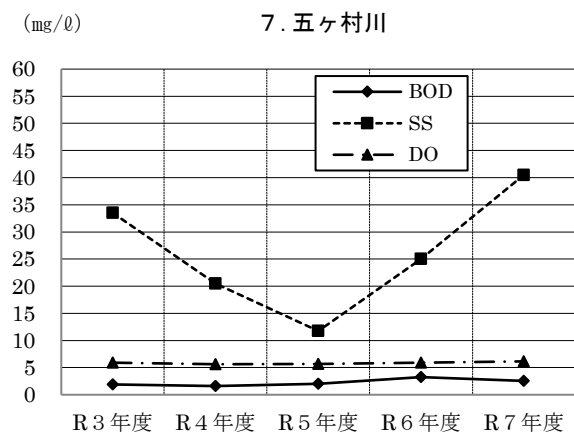
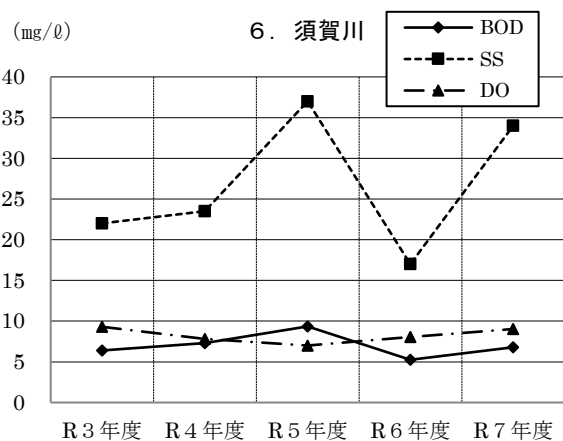
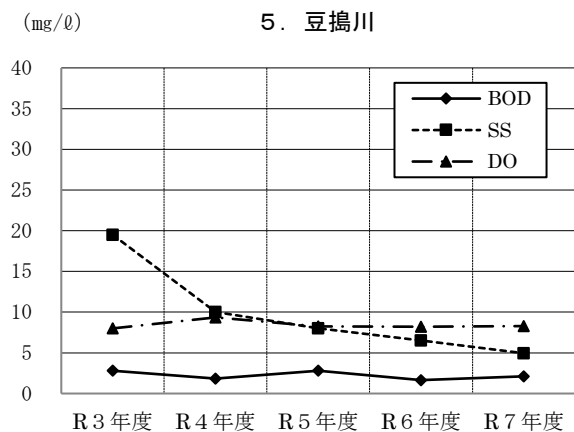
3. 鎌池川



(mg/ℓ)

4. 明徳寺川





(4) 生活排水の汚れを知りましょう

下の表は、主な食品の汚れの程度を示しています。

これらの食品をそのまま流した場合、コイやフナなどの魚が棲める水質(BOD 値 5 mg/ℓ 程度)にするには、浴槽何杯分もの水が必要となります。

川や海などの水の汚れは「生活排水」が一番の原因といわれています。台所やトイレ、洗濯、お風呂など私たちの日常生活から出る生活排水には、窒素やりんなどの栄養塩類が含まれており、三河湾などの閉鎖性水域（陸地に囲まれ、外海水との水交換がされにくい水域）においては、栄養塩類が滞留し、プランクトンが異常繁殖することにより赤潮が発生する等の影響を及ぼしています。

主な食品の汚れの程度

項目 食 品 名	これだけ 捨てたら	必 要 な 水 の 量	汚れぐあい		
			B O D	窒 素	り ん
み そ 汁	おわん 1 杯 (200ml)	浴槽4.1杯 (1,230ℓ)	31,000mg/ℓ	2,100mg/ℓ	180mg/ℓ
ラーメンの汁	ひとり分 (300ml)	浴槽8.2杯 (2,460ℓ)	41,000mg/ℓ	3,500mg/ℓ	140mg/ℓ
米のとぎ汁	2,000ml	浴槽1.2杯 (360ℓ)	900mg/ℓ	33mg/ℓ	24mg/ℓ
ビ ー ル	コップ 1 杯 (200ml)	浴槽12杯 (3,600ℓ)	90,000mg/ℓ	1,300mg/ℓ	22mg/ℓ
牛 乳	コップ 1 杯 (200ml)	浴槽16杯 (4,800ℓ)	120,000mg/ℓ	5,900mg/ℓ	930mg/ℓ

浴槽 1 杯は約 300ℓ

4 騒音・振動

(1) 騒音・振動の現況

騒音は、各種公害の中でも日常生活に密接したものが多く、発生源も多種多様で、騒音に対する慣れや個人感覚の差異もあり解決を難しくしています。

令和7年度の騒音・振動の苦情は12件あり、前年度から増減はありませんでした。主な苦情内容は、工事現場等の作業騒音です。

本町では、自動車騒音の測定を午前10時～11時と午後10時～11時に実施し、昼間、夜間とも環境基準に適合しました。

(2) 騒音

①騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環告64・平成24年3月30日環告54改正）（単位：dB）

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域			2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 以下	50 以下	車線を有する道路に面する地域		

(注) 時間区分: 昼間… 午前6時～午後10時 夜間… 午後10時～翌日午前6時

②幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度値

自動車騒音に係る要請限度（平成12年3月2日総理府令15）

（単位：dB）

昼間	夜間
75	70

自動車騒音調査結果（緒川字旭地内）

（単位：dB）

年度 \ 時間	昼間 (午前10時～11時)	夜間 (午前10時～11時)
令和5年度	68	64
令和6年度	67	64
令和7年度	68	64

※測定月 令和7年12月

③特定工場の騒音規制基準値

騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくもの

(単位：dB)

時間の区分 地域の区分		昼 間	朝 夕	夜 間
		午前 8時～ 午後 7時	午前 6時～ 午前 8時 午後 7時～ 午後 10時	午後 10時～ 翌日の 午前 6時
騒音規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例			
第1種区	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45	40	40
第2種区	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域	50	45	40
第3種区	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	65	60	50
	市街化調整区域	60	55	50
第4種区	工業地域	70	65	60
	工業専用地域	75	75	70
	その他の地域	60	55	50

(注) 1 規制基準は、敷地境界での値である。

2 次の【 】の施設の敷地の周囲50mの区域（1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居は除く）の規制基準は上表の値から5dB減ずる。

【学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園】

3 1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居又は田園住居に接する工業又は工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は上表の値から5dB減ずる。

④騒音の大きさと人体に対する影響

(単位：dB)

区分 音の大きさ	音の大きさの目安	人体・生活への影響
30～40	・ホテルの室内 ・戸建住宅地（夜間）	・聞こえる会話には支障はなし
40～50	・図書館の館内 ・戸建住宅地（昼間）	・通常の会話は可能
50～60	・書店の店内 ・博物館の館内	・通常の会話は可能
60～70	・ファミリーレストランの店内 ・新幹線の車内	・大きい声を出さないと会話ができない
70～80	・セミの声 ・航空機の機内	・かなり大きい声を出さないと会話ができない
80～90	・ゲームセンター店内 ・パチンコ店内	・うるさくて我慢できない ・耳鳴り
100	・電車が通る時のガード下	・聴覚機能に異常をきたす
120	・飛行機のエンジンの近く	・短時間でも一時難聴になる

⑤特定施設関係各種届出状況(令和8年3月31日現在)

騒音規制法

(単位:箇所)

施設の種類	区分	特定工場等数	特定施設数
金 属 加 工 機 械		51	963
圧 縮 機 等		74	1,089
土 石 用 破 砕 機 等		7	35
織 機		211	15,632
建 設 用 資 材 製 造 機 械		4	3
木 材 加 工 機 械		13	85
印 刷 機 械		2	21
合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機		14	118
鋳 型 造 形 機		2	13
計		378	17,959

県民の生活環境の保全等に関する条例

(単位:箇所)

施設の種類	区分	騒音発生施設 設置工場等総数	騒音発生施設総数
金 属 加 工 機 械		12	149
圧 縮 機 等		84	1,016
土 石 用 破 砕 機 等		2	5
合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機		1	34
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		19	51
送 風 機 及 び 排 風 機		34	646
走 行 ク レ ー ン		3	30
真 空 ポ ン プ		3	60
計		158	1,991

⑥特定建設作業関係各種届出状況

騒音規制法

(単位:件)

作 業 の 種 類	届 出 件 数
くい打機等を使用する作業	5
さく岩機を使用する作業	99
空気圧縮機を使用する作業	15
コンクリートプラント等を設けて行う作業	1
バックホウを使用する作業	65
トラクターショベルを使用する作業	0
ブルドーザーを使用する作業	3
計	188

県民の生活環境の保全等に関する条例

(単位:件)

作 業 の 種 類	届 出 件 数
建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	50
コンクリートミキサー等を使用する作業	63
コンクリートカッターを使用する作業	57
ブルドーザー等を使用する作業	208
ロードローラー等を使用する作業	82
計	460

(3) 振 動

①特定工場の振動規制基準値

振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくもの

(単位：dB)

時間の区分		昼 間	夜 間
地域の区分		午前7時～ 午後8時	午後8時～ 翌日の午前7時
振動規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例		
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	60	55
	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域	65	55
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 市街化調整区域	65	60
	工業地域	70	65
	工業専用地域	75	70
	その他の地域	65	60

(注) 1 規制基準は、敷地境界での値である。

2 次の【 】の施設の敷地の周囲50mの区域(工業、工業専用地域のみ対象)の規制基準は上の表の値から5dB減ずる。【学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園】

3 1種低住、1種中住、1種住居、2種低住、2種中住、2種住居、準住居又は田園住居に接する工業又は工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は上の表の値から5dBを減ずる。

②振動の大きさと人体に対する影響

デシベル (dB)	振動の目安	人体に対する影響
50	人体に感じない程度	睡眠影響はほとんどない
50～60	静止している人だけに感じる	振動を感じ始める
60～70	大勢の人に感ずる程度のもので、障子がわずかに動く	浅い睡眠に影響が出始める
70～80	家屋が激しく揺れ、障子がガタガタと音を立てる	深い睡眠にも影響が出る
90	家屋が激しく揺れ、すわりの悪いものが倒れる	人体に生理的影響が生じ始める

③特定施設関係各種届出状況(令和8年3月31日現在)

振動規制法

(単位：箇所)

施設の種類 \ 区 分	特定工場等数	特定施設数
金 属 加 工 機 械	52	660
圧 縮 機	65	620
破 砕 機 等	9	38
織 機	160	10,791
木 材 加 工 機 械	1	2
印 刷 機 械	3	18
合成樹脂用射出成形機	8	125
鋳 型 造 型 機	3	15
計	301	12,269

県民の生活環境の保全等に関する条例

(単位：箇所)

施設の種類 \ 区 分	振動発生施設 設置工場等数	振動発生施設数
金 属 加 工 機 械	4	69
圧 縮 機 等	74	992
土 石 用 破 砕 機	1	1
合成樹脂用射出成形機	1	35
ディーゼルエンジン	12	43
送 風 機 等	42	827
計	134	1,967

④特定建設作業関係各種届出状況

振動規制法

(単位：件)

作 業 の 種 類	届 出 件 数
くい打機等を使用する作業	7
舗装版破砕機を使用する作業	2
ブレーカーを使用する作業	93
計	102

5 悪 臭

(1) 悪臭の現況

悪臭は、人に不快感を与える感覚公害の一つです。慣れたにおいでも悪臭とを感じる場合があったり、良いにおいでも濃度や持続時間によっては不快に感じる場合があります。

令和7年度の悪臭苦情は3件ありました。悪臭を感じる人間の嗅覚は、個人差があり、臭いの発生源が個人によるものが多いため、近隣トラブルの原因や個人のモラルが問われるようになり、悪臭苦情の解決をより困難なものにしています。

本町では、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等の届出により、悪臭状況を把握するとともに、各事業所等に対し、悪臭原因物の発生を抑えるよう指導しています。

(2) 規制基準

①臭気指数の規制基準値

敷地境界線における規制基準（悪臭防止法第4条第2項第1号）

規制地域の区分	第1種地域 (主に市街化区域)	第2種地域 (中間の区域)	第3種地域 (主に調整区域)
臭気指数	12	15	18

②臭気指数の算定方法

「臭気指数」は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から次式により算定されます。

$$\text{「臭気指数」} = 10 \times \log_{10}(\text{臭気濃度})$$

<計算例>

問題となる臭いを100倍まで希釈して臭いを感知することができなくなった場合、「臭気濃度」は100となるので、臭気指数は、次のとおり算出されます。

$$10 \times \log_{10}(100) = 20$$

臭気指数は、20

※参 考

臭気指数 10 = ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数 12～15 = 気をつければ分かる臭気（希釈倍率 16～32倍）

臭気指数 18～21 = らくに感知できる臭気（希釈倍率 63～126倍）

③悪臭関係工場等の届出状況(令和7年度)

(単位：施設)

業 種	届出件数
畜 産 農 業	
イ 豚房施設（豚房の総面積が50㎡以上のもの）	2
ロ 牛房施設（牛房の総面積が200㎡以上のもの）	15
ハ 鶏を3,000羽以上飼育するもの	2
飼料又は有機質肥料の製造業（乾燥施設を有するもの）	2
鋳物製造業（シェルモールド法によるもの）	0
し尿処理施設（し尿浄化槽を除く）	1
ご み 処 理 場	4
計	26

6 地盤沈下

(1) 地盤沈下の現況

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げが主な原因となって引き起こされます。

地下水位の低下と地盤の沈下は密接な関係にあるため、地盤沈下の予測手段として地下水位の変動状況の把握が重要となっており、愛知県からの委託を受けて東部知多浄化センターで毎月1回の水位観測を実施しています。その結果によれば、降水量、揚水量等の影響による変動はみられるものの、ほぼ安定しています。

また、愛知県が水準点測量を実施しており、その水準点の変動状況からは、経年的な地盤沈下の傾向は見られません。

(2) 地下水位観測結果

(単位：m)

測定場所	区分	月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均	変動幅
東部知多浄化センター (森岡字三洲道41)	L	R6	10.25	9.90	9.60	9.65	10.60	9.73	10.20	9.80	9.55	9.30	9.45	10.05	9.84	1.30
		R7	9.85	9.60	9.40	9.60	10.00	10.20	9.90	10.00	9.80	9.60	10.00	10.45	9.87	1.05
	H 固定点標高 T.p.m5.41	R6	-4.44	-4.49	-4.19	-4.24	-5.19	-4.32	-4.79	-4.39	-4.14	-3.89	-4.04	-4.64	-4.40	1.30
		R7	-4.44	-4.19	-3.99	-4.19	-4.59	-4.79	-4.49	-4.59	-4.39	-4.19	-4.59	-5.04	-4.46	1.05

(注) L：固定点から地下水面までの距離

H：地下水位（基準面からの高さ）・・・固定点標高により（T. p. m）に換算

(3) 水準点測量調査結果

(単位：m)

番 号	区分	住 所	平成24年度	平成28年度	令和2年度	令和6年度
11138	国	森岡字取手124-1	2.7898	2.7888	2.7913	—
A-169	愛	緒川字屋敷二区58-1	2.3965	2.3911	2.3926	2.3871
A-409	愛	緒川字平成81	4.4546	4.4528	4.4556	4.4547
A-170	愛	石浜字芦間44-1	2.9913	2.9899	2.9920	2.9896
11140	国	生路字浜田1-2	1.1952	1.1916	1.1950	1.1938
11141	国	藤江字山敷101-2地先	5.8329	5.8301	5.8338	5.8355

(注) 区分：管理機関 国＝国土地理院、愛＝愛知県

国が管理している水準点においても愛知県が標高値を観測

水準点測量調査は、平成20年度から4年毎に実施

7 公害防止協定

公害防止協定締結の現況

企業の生産活動によって発生する公害を未然に防止する必要があることから、昭和48年から町内企業48社と「公害防止協定」を締結しています。

公害防止協定は、地域住民の安全で快適な生活環境の保全を図るため、企業から排出されるばい煙や排水、騒音、振動などを規制し、必要に応じて企業への立入調査や改善指導を実施することを申し合わせたものです。

公害防止協定締結企業

(令和8年3月31日現在)

	締結企業名	所在地	業種	締結年月日	備考
1	知多舗材(株)	森岡字藤後27-2	アスファルト 混合物製造販売	昭48. 12. 6	
2	カリモク家具(株)	緒川字申新田二区40-3	木製家具製造業	昭49. 4. 1	平22. 4. 1 刈谷木材工業(株)とカリモク家具販売(株)が合併し社名変更
3	(株)岡島パイプ製作所	緒川字葭狭間1-5	鋼管製造販売	昭49. 5. 18	
4	(有)成田鍍金工業所	石浜字なかね4-3	電気亜鉛メッキ業	昭50. 4. 22	
5	住化積水フィルム(株) 名古屋工場	緒川字市右原2-2	プラスチック製品の製造販売	昭52. 11. 5	
6	東浦カリモク(株)	藤江字南栄町1-14	木製家具製造業	昭55. 2. 15	
7	名古屋パイプ(株)	藤江字午新田1-2	鋼管製造販売	昭55. 10. 29	
8	(株)LIXIL常滑東工場	藤江字亥子新田1-11	陶磁器・関連物製造	昭55. 10. 29	平23. 4. 1 INAXより社名変更
9	(有)片山ラチス製作所	藤江字亥子新田1-6	紡織機用機械器具・ テント等製造販売	昭55. 10. 29	
10	(株)大和電化工業所	藤江字午新田1-4	金属表面処理	昭55. 10. 29	
11	大成工機(株)	藤江字午新田1-3	金属工作機械・ 治具工具製造販売	昭55. 10. 29	
12	平林工業(株)	藤江字前新田3-18	自動車部品の プレス	昭55. 12. 25	
13	(株)マスティック 東浦工場	緒川字赤坂1-88	自動車部品製造	昭55. 12. 25	
14	豊明木工(株)	藤江字皆栄町108	木製家具製造業	昭56. 7. 13	平25. 4. 1 衣浦カリモク(株)と愛知カリモク(株)と豊明木工(株)が合併し社名変更

	締結企業名	所 在 地	業 種	締結年月日	備 考
15	インセント(株)	森岡字上源吾36-71 他	廃棄物処理業	平22. 3. 29	平21. 3. 31 久野不動産 廃業により 施設を承継
16	日研化学(株)	藤江字南栄町1-76	合成樹脂成型加工	昭61. 8. 18	
17	オオブユニティ(株)	森岡字外新切27-1	廃棄物処理業	昭62. 9. 8	
18	マルシン工業(株)	藤江字午新田1-39	自動車部品加工	昭62. 12. 3	
19	(有)小田工業	藤江字午新田1-12	金属加工業	昭62. 12. 3	
20	東部知多衛生組合	森岡字葭野41	一般廃棄物処理	昭63. 12. 15	
21	長谷川鉄工所	藤江字午新田1-36	金属加工業	平 3. 1. 16	
22	愛知製鋼(株)	藤江字南栄町1-12	電子部品製造	平 5. 3. 26	
23	トーエイ(株) リサイクルセンター	藤江字亥子新田74	廃棄物処理業	平 9. 3. 28	
24	(株)げんき	緒川字北靱谷鐘 11-11	廃棄物処理業	平23. 1. 14	平22. 6. 22 (株)ティーエスク イトより施設 承継
25	ソニーセミコンダ クタマニュファク チャリング(株) 東浦サテライト	緒川字上舟木50	液晶部品製造	平10. 8. 11	令6. 4. 1 (株)シャッソデ ィスプレイより 承継
26	(株)MEISEI	緒川字北鶴根66-5	プラスチック用 金型製造	平12. 1. 28	令6. 11. 1 (株)名古屋精 密金型より 社名変更
27	知多カリモク(株)	藤江字南栄町1-15	木製家具部品製造	平14. 4. 1	
28	(株)澤田工業所	緒川字宮戸 77-1	自動車部品製造	平 14. 4. 8	
29	(株)豊田自動織機 東浦工場	緒川字下婦夫坂1-1	自動車部品製造	平14. 8. 1	
30	資都築精機工業所	緒川字宮戸43	自動車部品加工	平15. 6. 24	
31	三共鋼業(株)	森岡字栄北60-19	自動車部品製造	平16. 6. 11	令 7. 3. 19に 東浦三共(株) から社名変 更
32	武田機工(株) 東浦営業所	森岡字栄北60-15	配管加工業	平17. 2. 24	
33	イズミ工業(株) 石浜工場	石浜字下子新田18-1	自動車部品製造業	平20. 4. 1	平20. 4. 1 (株)豊田自動 織機エンジ ン事業部石 浜事業所よ り設備承継

	締結企業名	所 在 地	業 種	締結年月日	備 考
34	トーエイ(株) ガラス再商品化施設	藤江字南栄町1-38	廃棄物処理業	平17. 5. 19	
35	(株)テクノアサヒ	藤江字午新田1-34	自動車部品加工	平17. 5. 19	
36	(株)ティラド 名古屋製作所	藤江字折戸1-7	ラジエーターの 製造	平17. 6. 17	平17. 6. 11 東洋ラジエター 名古屋製作所より社 名変更
37	(株)片桐工作所	森岡字栄北60-11	金属精密部品製造	平17. 7. 1	
38	(株)豊田自動織機 森岡事業所	森岡字栄北60-1	自動車部品製造	平17. 11. 4	
39	(株)アイキテック	森岡字栄東1-1	自動車部品製造	平18. 7. 3	
40	(株)重機鋼産	緒川字両筋道11-70	廃棄物処理業	平21. 4. 1	
41	ジェイエイ・ トービス(株)	緒川字葭池 44-3	廃棄物処理業	平 24. 1. 4	令 5. 7. 18 (株)JA 東海 グリーンより社 名変更
42	(株)トリプルエナジー	緒川字上広狭間 30-17	廃棄物処理業	平 22. 1. 28	
43	高木建設(株) リサイクルプラント	緒川字地獄谷9-3	廃棄物処理業 建設業	平22. 3. 29	
44	(株)松尾製作所 東浦工場	緒川字北鶴根12-1	自動車部品製造	平27. 2. 27	
45	(株)デンソーダイシン	藤江字前新田3-19	自動車部品加工	平29. 9. 1	
46	伊藤金属工業(株)	緒川字姥池100	自動車部品製造	令 2. 4. 1	
47	(株)東海理機	緒川字葭狭間3-3	輸送機器製造	令 3. 3. 1	
48	(株)豊田自動織機 石浜工場	石浜字願並1-1	電動車用電池製造	令 4. 10. 25	

8 地球温暖化対策事業

(1) 住宅用地球温暖化対策機器設置費推進事業

地球温暖化防止対策の一環として、平成 19 年度より、高効率エネルギーシステムを始め多くの住宅用地球温暖化対策機器の導入を促進してきました。平成 21 年度から補助対象としていた太陽熱利用システム、太陽熱高度利用システムは、住宅様式の変化により、平成 30 年度をもって補助を終了し、令和元年度より、新たに環境への負荷の少ない家庭用エネルギー管理システム (HEMS)、定置用リチウムイオン蓄電システムを対象システムに追加しました。令和 3 年度からは、対象システムを家庭用エネルギー管理システムから一体的導入システムに一部変更、令和 5 年度からは太陽熱利用システム補助の再開、さらに電気自動車等充給電設備を対象システムに追加し、CO₂削減や省エネの推進活動をしています。

年度別補助の状況

(単位:件)

種 別 \ 年 度	R3	R4	R5	R6	R7
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	13	8	4	3	8
定置用リチウムイオン蓄電システム	34	44	48	43	52
電気自動車等充給電設備			0	2	2
太陽熱利用システム (自然循環型・強制循環型)			0	1	1
一体的導入システム	28	23	28	18	33

(2) 東浦町の家庭部門における二酸化炭素排出量

東浦町では、平成 25 年を基準として、令和 12 年までに温室効果ガスの排出量を 50%削減することを目標としています。

	平成 25 年度 実績【基準】	令和元年度 実績	令和 5 年度 実績	令和 12 年度 【目標値】
二酸化炭素排出量 (千 t-CO ₂)	71	54	46	35.5

【使用した統計データ】環境省「自治体排出量カルテ」

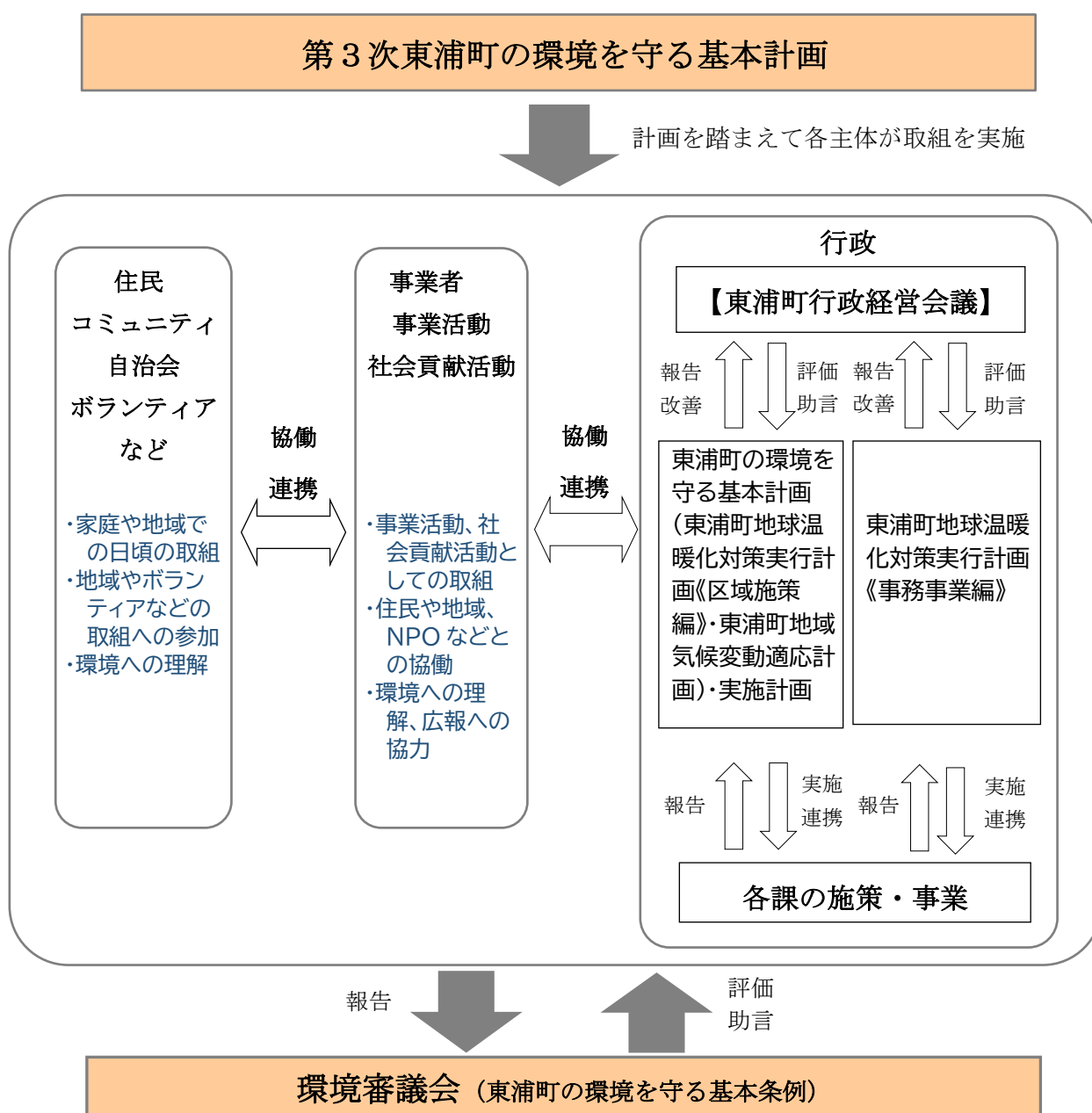
9 環境基本計画の推進

平成9年3月に制定した東浦町の環境を守る基本条例に基づき、「東浦町の環境を守る基本計画（第1次）」を平成12年3月に策定しました。平成23年4月には令和2年度を目標年度とする「東浦町の環境を守る基本計画（第2次）」を策定し、総合的に環境保全施策を推進するため、各種事業を展開してきました。

令和3年から令和12年までを計画期間とする「第3次東浦町の環境を守る基本計画」について、現行計画の中間年度を迎えるにあたり、社会情勢の変化を踏まえて、令和7年3月に見直しを実施しました。

今後さらに複雑化・高度化する環境問題に向き合うため、計画に掲げる施策の進捗状況を定期的に確認、評価及び改善等を行い、施策を推進していきます。

■計画の推進・進行管理の体系



環境基本計画実施計画(抜粋)

基本目標1 エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり

1-1 エネルギーを節約する

取組名	令和7年度実績
家庭・事業活動における省エネルギーの普及・啓発	・ホームページで環境配慮指針(住民・事業者編)を周知した。 ・ホームページで事業者が実施する環境にやさしい取組を紹介した。 ・ホームページで東浦町における二酸化炭素排出量を公表した。 ・中小企業向け脱炭素経営セミナーを開催した。(3/17) ・事業用燃料電自動車トラック導入費補助金について周知した。
次世代自動車やエコカーの普及促進	・公用車として電気自動車を3台導入した。 ・次世代自動車を購入する住民に対し、補助金を交付した。(補助金交付件数:44件) ・広報紙(4月号)やホームページ(4月更新)で啓発を行った。 ・近隣の自動車販売業者に周知した。
防犯灯・交通安全灯のLED化の推進	防犯灯及び交通安全灯の修繕(取替)時にLED照明への切り替えを行った。
「う・ら・ら」など公共交通の利用促進	・新規採用職員向け公共交通研修を開催した。 ・バス通学を控えた年長園児を対象に4回(緒川、石浜西、藤江、東ヶ丘)、高齢者を対象に3回(JAS東浦、福祉センター、東ヶ丘サロン)、産業まつりで1回バスの乗り方教室を開催した。 ・県民の日学校ホリデーイベント「まなびっこひがしうら」にて「う・ら・ら」に関するクイズブースを出店した。 ・夏休みイベント(バス車内アナウンス録音会・バス車庫ナイトツアー)を開催した。
徒歩や自転車利用の促進	・吉田線の工事を実施した。 ・藤江25号線の工事を実施した。 ・藤江212号線の通学路にグリーンベルトを設置した。 ・歩道の修繕、草刈りを実施した。 ・環境月間(6月)に合わせて、公用自転車の利用と促進を周知した。 ・公用自転車の利用に係るCO2の削減量を集計し、ホームページで公表した。
東浦町における省エネルギーの率先行動	・第3次東浦町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、温室効果ガスの削減に努めた。 ・消防分団詰所のLED化を検討した。 ・文化センターの空調設備更新工事を行った。 ・生路及び卯ノ里コミュニティセンターセンターの照明をLED化した。 ・石浜西小学校、卯ノ里小学校、北部中学校の体育館高天井照明のLED化を行った。

1-2 再生可能エネルギーを活用する

再生可能エネルギーの活用促進	・産業まつりで「東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金」や国等の補助金について周知した。 ・ホームページや広報紙で「東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金」について周知した。 ・地球温暖化対策機器を導入する住民へ補助金を交付した。(東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金:96件) ・中小企業向け脱炭素経営セミナーを開催した。(3/17)
公共施設における再生可能エネルギーの創出・活用の推進	・PPAの活用に向けて、公共施設等のポテンシャルを調査した。 ・関係各課へ再生可能エネルギーに関する情報提供を行った。 ・給食センターの太陽光パネルで9,173kwhの再生可能エネルギーを創出し、売電した。

1-3 気候の変動に適応する

クールシェア、ウォームシェアの普及	・庁舎1階ロビーに自動販売機や椅子等を設置し、休憩所や待合場所として活用した。 ・ホームページでクール・ウォームシェアについてPRした。 ・公共施設等のクーリングシェルターを指定、促進した。 ・クーリングシェルターとして指定された公共施設を4月23日から10月22日までの期間、開放した。
熱中症予防対策の普及啓発	・各種健康教室内で実施する健康講話の際に、熱中症に関する内容を取り入れた。 ・熱中症対策に関する記事を広報紙及びホームページに掲載した。 ・熱中症対策のチラシを関係部局に配布した。 ・熱中症対策普及団体指定事業を募集した。 ・熱中症応急処置マニュアルを作成した。
豪雨・土砂災害への治水・防災対策の推進	・防災課、イオンモール東浦行政サービスコーナー、町施設で必要な方へ防災マップを配布した。 ・豆搦川の河川改修工事を実施中。 ・岡田川、明徳寺川、豆搦川、須賀川において草刈りを年1回実施した。 ・ポンプ場の管理、監視を行った。

基本目標2 自然と生き物を大切にするまちづくり

2-1 緑や水辺の自然地を守る

取 組 名	令和7年度実績
公園・緑地の整備及び適切な管理の推進	・於大公園再整備工事のうち、おもしろサイクル広場、ふれあいファミリー広場、バーベキュー広場の整備工事が完了した。 ・公園等草刈、剪定を実施した。
公共施設における緑化の推進	・庁舎の樹木の選定や草刈等、景観に配慮した緑化の管理を行った。 ・児童館に来館する児童と菜園活動を行った。また、植樹の維持管理を行った。 ・保育園の園児と菜園活動を行う。また、植樹の維持管理を行った。 ・公園等の公共施設の植栽や樹木の剪定と緑化の推進した。 ・学校敷地内の花壇の管理や樹木の剪定を実施した。
民有地・住宅敷地などにおける緑化の促進	生垣設置補助のPRを広報にて行った。(4月号)
河川やため池周辺の自然地としての整備・保全の推進	・岡田川、明德寺川、豆搦川、須賀川において草刈りを年1回実施した。 ・町内のため池18箇所の草刈を年1～2回実施した。
農業生産の場所としての農地の保全・活用	・遊休農地対策事業で4,385㎡の遊休農地を解消した。 ・中間管理事業で84.2haの貸付けを設定した。
地域の特性を活かした景観形成の推進	・届出等事務を適切に実施 ・東浦町景観コンテストを実施(絵画、写真、X)

2-2 地域の生態系を保全する

外来種対策の強化	・外来種対策研修会に出席した。(7/8) ・広報紙及びホームページで外来種対策を啓発した。(オオキンケイギク、セアカゴケグモ、ヒアリ、ナガエツルノゲイトウ等)
オニバスなどの地域の希少種保護、指標種の保全	・オニバスの保護活動を実施し生息状況を公表した。 ・オニバスの保護活動のPRをした。 ・自然観察会の実施及び指標種や希少種を確認した。
住民による生物の生息状況調査、自然観察会などの拡大	・東浦の自然に親しむ観察会を6回実施した。(6/14、7/11、7/19、9/13、11/15、2/14) ・ホームページで観察した生き物を掲載した。 ・チラシ及びホームページ等で開催をPRした。

2-3 生活の中で自然・文化を活かす

里山保全活動の促進	・里山で活動するアダプトプログラムへ物品の支給を行い、活動を支援した。 ・東浦自然環境学習の森保全活動団体や森内で活動をする事業者への支援を実施した。 ・里山保全活動の年間参加者数:1,917人
地域の大切な緑地としての東浦自然環境学習の森などの管理・運営	・計画に基づく保全活動を継続的に実施した。 ・各保全活動団体への活動支援を実施した。 ・ホームページで自然環境学習の森の様子を紹介した。(2回/月) ・借地により保全を継続した。
保存樹木・保存樹林の指定・保護育成	・保存樹木等維持管理費補助金を交付した。 ・補助金交付件数:19件
東浦町農産物の地産地消の促進	・学校給食で東浦町産の巨峰(9月:164kg)、キャベツ(2月:927kg)、ブロッコリー(2月:172kg)、いちご(3月:9,450粒)を提供した。 ・学校給食(9月)で巨峰を使用した。 ・食に関する巡回指導の実施した。(年117回) ・商工農政課と協力し、学校給食に地元農産物(キャベツ(2月)、ブロッコリー(2月)、いちご(3月))を使用した。 ・保育園で食育を実施した。(年80回) ・保育園給食に地元農産物等を納入するよう業者へ依頼
歴史・文化遺産、伝統行事の継承・活用	・補助金を交付 ・ガイドボランティア養成講座を開催 ・ガイドボランティア登録者数:23人

基本目標3 ものを大切にしてごみを出さないまちづくり

3-1 ごみを減らす、ものを大切にする

施策名	令和7年度実績
家庭系ごみ減量の普及・啓発	・広報紙・ホームページで、3RIに関する情報を提供した。 ・出前講座を実施し、ごみの分別、減量とリサイクルに対する住民の意識を高めた。 ・メルカリを利用した粗大ごみのリユースを行った。 ・プラスチック製のおもちゃのリユース・リサイクルを行った。
食品ロス削減の促進	・広報紙、ホームページで、食品ロスに関する情報提供を行った。 ・2025年12月より常設フードドライブポストを町内4か所の公共施設等に設置した。

3-2 資源化・再使用を推進する

ごみ分別の周知の徹底	「ごみの分け方・出し方」についての出前講座を募集し、資源ごみの分別方法や出し方の情報提供を行った。
協働による資源ごみ回収の促進	・地区と協力し、協働による資源ごみ回収を促進するとともに、事業所・小売店などへ資源ごみ回収場所を設置していただけるよう資源ごみの情報提供を行った。 ・資源ごみの拠点回収場所を2か所増設した。
プラスチック資源循環の推進	製品プラスチックのうち、使える物をメルカリShopsで販売しリユースし、リユース出来ないものはリサイクルを行った。
事業者協働によるサーキュラーエコノミーの推進	・SAFの取り組みを引き続き行い、協定を結んだ中部国際空港と連携し、小学校へ出前講座を実施した。 ・産業まつりに出展し、メルカリShopsを利用した粗大ごみ等の販売やペットボトルの水平リサイクルの推進を行った。 ・摘果ぶどうを周知し、ご当地グルメ開発の周知を行った。

3-3 ごみを適切に処理する

ごみ処理過程の住民への情報提供	・ごみ処理及びリサイクルの流れについて、ホームページ上で情報を発信した。 ・出前講座を実施し、ごみ処理全般の内容についての説明を行った。 ・連携協定を結んだ企業による出前講座を行い、住民のごみ減量意識の向上を図った。
-----------------	--

基本目標4 みんなで身近な生活環境を守るまちづくり

4-1 公害をなくす

施策名	令和7年度実績
悪臭を排出する事業所からの届出の徹底	・悪臭を発生させる事業所に対し、悪臭関係工場等届出書の受理をした。(28箇所の事業所より提出) ・環境パトロールを通じた警戒活動を実施した。
公共下水道への接続促進、合併処理浄化槽の設置・適正管理の促進	・整備面積44ha ・広報紙及びホームページで、転換設置及び浄化槽の適正管理に関する内容のPRを実施した。 ・合併処理浄の転換設置に対する補助事業を実施した。
生活排水の浄化の促進	・役場ロビーにて生活排水対策クリーンキャンペーンを開催した。(7/23)(パネル展は7/23～7/29) ・広報紙で生活排水による河川の水質汚濁防止を啓発した。(7月号) ・下水道施設の損傷防止対策等を広報紙やホームページ等で啓発した。
日常生活からの公害の発生防止	・野焼き等の行為者に対して指導した。 ・広報紙及びホームページにて野焼きの違法性や環境への影響を周知した。 ・町内の監視パトロールを実施した。

4-2 まちをきれいに保つ

ごみのポイ捨て防止の啓発	・看板の貸し出しを行い、ポイ捨て防止を啓発した。 ・ポイ捨てごみを捨ててくださる方を支援するため、ボランティアごみ袋を提供した。
地域主体の美化活動、ごみゼロ運動などの促進・支援	・ごみゼロ運動におけるゴミ袋の提供を行った。 ・清掃活動等で出たごみの回収を行った。 ・事業者による美化活動を実施した。
アダプトプログラムによる美化活動の推進	・アダプトプログラムのPRを行った。 ・3年及び5年間継続して活動している団体へ町感謝状を贈呈した。 ・10年間継続して活動している団体の県表彰推薦を行った。 ・団体への必要消耗品支給を行った。
不法投棄のパトロール強化	・広報紙、ホームページ等にて不法投棄防止の啓発を行った。 ・環境監視パトロールを実施した。 ・不法投棄発見箇所:41箇所
産業廃棄物処理施設に対する監視の実施	環境監視パトロールによる産業廃棄物処理施設の警戒を行った。

基本目標5 環境をみんなで学び、取り組むまちづくり

5-1 環境の状況や目標を共有する

施策名	令和7年度実績
「東浦町の環境」の公表	「東浦町の環境」をホームページにて公表した。
広報ひがしうら、ホームページ、SNSの活用による環境情報の発信	広報紙やSNS(LINE、X)で情報発信した。

5-2 環境をみんなで学ぶ、取り組む

NPO・ボランティア団体などによる環境活動の促進	・各種団体への情報提供及び環境活動促進のためのPRを行った。 ・アダプトプログラム登録団体への消耗品支給を行った。
多様なグループによる環境活動の促進	・明德寺川の自然を守る会等の地域で活動している団体等に対し、活動支援及び資材を提供した。(水質調査用バックテストの提供と透視度計・水温計の貸出し) ・ホームページ等で環境活動に関するイベントをPRした。(流域モニタリング一斉調査、夏の星空を観察してみよう等)
環境学習や環境イベントの開催の支援	・東浦の自然に親しむ観察会を6回実施した。(6/14、7/11、7/19、9/13、11/15、2/14) ・チラシ、ホームページ、広報紙で開催をPRした。 ・みどりの学習教室の参加 2名
小中学校における環境教育の推進	小中学校による地域清掃活動を実施した。
ユネスコスクールの活動支援	・緒川小学校は、海外の学校を相手国としたアートマイルの活動の実施、田んぼ作りの実施、ぶどう作りを実施した。 ・藤江小学校は、地域の方の協力を得て、たけのこ掘り、竹を使った遊具に親しむ活動、竹についての学習を行った。 ・ホームページ等でユネスコスクールの活動内容等を掲載した。
環境学習につながる生涯学習講座の開催	愛知県の間伐材を活用した親子木工教室を実施した。
出前講座による環境学習機会の提供	「ごみの分け方・出し方」「川や水辺を調べよう(水の調査)」「学習の森ガイド」に関する出前講座を行った。
図書館における環境図書の充実	SDGsに関する特集展示を実施した。(令和4年度～指定管理者が実施)
環境に関するイベント情報の集約発信	・環境に関するチラシ等を、パンフレットスタンドや環境課窓口にて配布した。 ・環境に関する最新情報等を広報紙及びホームページに掲載した。

5-3 環境にやさしい活動や暮らし方に見直す

環境にやさしい暮らし方やエコライフの紹介	・ホームページ等で事業者へ東浦町環境配慮指針をPRした。 ・ホームページで住民が実践している環境に配慮した行動を紹介した。
環境にやさしい事業活動や働き方改革の促進	・ホームページ等で事業者へ東浦町環境配慮指針をPRした。 ・町内の事業所から実践している環境に配慮した取組について、ホームページで紹介した。
コンパクトなまちづくりの推進	東浦駅西側駅前広場の工事を完了した。

Ⅲ 廃棄物

1 ごみ

(1) 東浦町のごみ分別収集等ごみ減量化の変遷

ごみ(廃棄物)とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができず不要になったもので、家庭等から発生するごみやし尿などの一般廃棄物と事業活動に伴って生じる産業廃棄物があります。一般廃棄物は市町村が処理し、産業廃棄物は事業者の責任で処理することとなっています。

東浦町は、ごみ処理による環境への影響や最終処分場に限りがあること、さらには資源の枯渇などの諸問題を解決すべく、昭和54年からごみの分別・減量化を積極的に進めてきました。

年 月	取 組 内 容
昭和54年 6月	資源ごみ分別収集(缶、びん、紙類)月1回：8月から全町実施
昭和56年 4月	町指定ごみ袋販売委託開始
平成 3年 4月	資源ごみ分別収集(缶、びん、紙類)月2回
平成 5年10月	アスパ無料配布開始(19年度12箇所配布)
平成 8年10月	町指定ごみ袋本格導入
平成 8年12月	分別収集品目追加(プラ類のペット)：地区月4回(金属・びん・プラ類と紙布類を交互)回収
平成 9年 4月	東浦町の環境を守る基本条例の制定
平成 9年10月	東浦町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例の制定
平成12年 3月	環境基本計画の策定。町指定ごみ袋作製(大・中・小)
平成12年 5月	生ごみ処理機器購入費助成金交付開始
平成12年12月	びん色指定(無色・茶色・その他色)、白色トレイ及びプラスチック製容器包装回収
平成13年 4月	家電リサイクル法により4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機及びエアコン)を明示
平成13年 6月	粗大ごみの有料(戸別)収集開始
平成15年10月	家庭系パソコンのメーカーによるリサイクル収集開始
平成16年10月	二輪車(オートバイ、原付自転車)のメーカーによるリサイクル収集開始
平成17年 4月	東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正：資源ごみの所有権を町に帰属
平成21年 4月	家電リサイクル法により液晶・プラズマテレビ及び衣類乾燥機の追加
平成21年 4月	東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正：粗大ごみの品目を大きさに変更(縦・横又は高さのいずれか一辺が60cm以上2m未満)
平成21年 4月	ごみの減量、石油資源の節約、CO ₂ 削減のため、レジ袋有料化開始
平成21年 5月	各地区年1回、自転車・ベビーカー・三輪車の拠点回収開始(6地区)
平成21年 9月	各地区年1回、自転車・ベビーカー・三輪車の拠点回収開始(4地区)

年 月	取 組 内 容
平成21年10月	埋め立てごみの減量化のため、陶磁器の拠点回収開始（13箇所）
平成22年6月	役場敷地内で資源ごみ（びんを除く）常設ステーションを開設
平成23年1月	カセットボンベ・スプレー缶・ライターの3種類を危険物として別回収開始
平成24年5月	自転車・ベビーカー・三輪車回収に小型家電製品を回収品目として追加
平成25年4月	衣類・ボロきれで2種類に分別していたものを、布類で統一 生きびんに緑色の一升びんを追加
平成27年2月	小型家電リサイクル法認定事業者のリネットジャパン(株)と使用済小型電子機器等回収事業における連携・協力に関する協定を締結
平成27年4月	白色トレイの回収方法変更（プラスチック製容器包装として回収）
平成28年4月	カセットボンベ・スプレー缶の回収方法変更 （中身を使い切り、穴をあけずに危険物として専用のコンテナで回収）
平成29年4月	廃食用油回収開始 （各地区拠点において回収容器を設置し、常時回収）
平成29年9月	縦15cm×横40cm未満の小型家電製品回収開始 （各地区拠点において回収ボックスを設置し、常時回収）
平成31年1月	羽毛ふとん（ダウン率50%以上のもの）の資源回収の開始
平成31年4月	家庭系可燃ごみ処理有料化実施 町指定ごみ袋は、半透明白色に変更 大450円/1パック 中300円/1パック 小200円/1パック
令和2年4月	プラスチック製容器包装地区拠点回収場所を8箇所追加
令和2年7月	町指定ごみ袋100（特小）100円/1パックを導入
令和3年6月	プラスチック製容器包装の毎週回収開始、拠点回収廃止 羽毛ふとん回収の廃止 小型充電式電池回収開始
令和4年4月	コイン電池、ボタン電池、電子たばこ・加熱式たばこの回収開始
令和5年6月	ミックスペーパーの回収開始
令和5年10月	製品プラスチックの回収開始（役場資源ステーション）
令和6年1月	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社及び株式会社 Mizkan とペットボトルの水平リサイクルに関する協定を締結
令和6年4月	メルカリ Shops で粗大ごみのリユース品の販売開始
令和6年4月	中部国際空港株式会社と家庭等から排出される廃食用油を回収して SAF（持続可能な航空燃料）に循環させる取り組みに関する協定を締結
令和6年5月	プラスチック製おもちゃのリユース・リサイクルの開始 プラスチック製おもちゃの回収の開始（各児童館、総合子育て支援センター、役場資源ステーション）
令和7年6月	びん類一括回収開始（種類分け不要）
令和7年11月	生ごみ処理機無料貸出開始
令和8年3月	廃食用油の回収方法変更

(2) ごみの分け方・出し方

東浦町では、家庭から出るごみを、もえるごみ、もえないごみ、資源ごみ、粗大ごみに大別し、収集及び回収をしています。

資源ごみは、限りある資源の有効利用、最終処分場の延命化、環境保全等のため、再使用（リユース）、再生利用（マテリアルリサイクル）、熱回収（サーマルリサイクル）などの方法で利用可能となるものを回収しています。

① 資源ごみ

品 目	種 類	例 示	出 し 方	留意事項
紙 類	新聞紙・折り込み広告	新聞紙、折り込み広告	・紐で結ぶ。	・油の染みた紙、汚れがひどいもの、においが強いものなどは再生できないので、「もえるごみ」へ出す。
	本・雑誌	週刊誌、月刊誌、教科書、ノート、広報誌など	・紐で結ぶ。	
	段ボール	みかんの空箱などの段のついた紙	・紐で結ぶ。 ・段ボールに詰めて出す。	
	紙パック	牛乳パック、内側がアルミコーティングされてない紙パックなど	・すすいで、開いて紐で結ぶ。	
	ミックスペーパー	窓付封筒、はがき、カレンダー、写真、カーボン紙、レシート、紙皿、紙コップ、包装紙など	・中が見える袋に入れる。 ・紙袋に入れる。	
布 類	布 類	ズボン、スカート、夏用衣類、ハンカチ、タオル、タオルケット、はぎれなど	・中が見える袋に入れる。	・じゅうたん、レースのカーテンは再生できないので、「もえるごみ」へ出す。 ・水ぬれ厳禁。
金属類	アルミ	飲料用のアルミ缶	・すすいでから出す。	・缶はつぶさず出す。
	スチール	飲料用・食料品のスチール缶		
びん類	びん	緑色・茶色の一升びん、ビールびんなど	・キャップを取り、すすいでから出す。	・ガラス、ガラス、耐熱ガラスは再生できないので、「もえないごみ」へ出す。
陶磁器	陶磁器	茶碗、湯飲み、カップ、植木鉢、花瓶、陶器製びんなど	・公共施設等に設置されている専用回収ボックスに出す。	・衛生陶器（便器） タイル、瓦は再生できない。
プラスチック類	ペットボトル	酒類・しょうゆ・飲料用で識別マーク 1 のついたペットボトル	・キャップ・ラベルを取り、すすいで、つぶしてから出す。	・塩化ビニールのボトルは再生できない。
	プラスチック製容器包装	シャンプーボトル、卵パック、カップめん容器、色柄トレイ、ペットボトルのキャップ・ラベル、発泡スチロール、白色トレイなど	・汚れをとり、中の見えるレジ袋等に入れて出す。 ・金属はとる。	・汚れているものは、「もえるごみ」へ出す。

	製品プラスチック	プラスチック製容器包装でないもの、衣装ケース、バケツ、CD など	・役場資源ステーション及び森岡コミュニティセンターの回収ボックスへ、そのまま入れる。	
廃食用油		なたね油、オリーブオイル等の植物性食用油	・ペットボトル等の容器に入れ、回収ボックスに容器ごと出す。 ・容器（ペール缶）に直接注ぎ入れる（役場のみ）。	・ガソリン、灯油、エンジンオイルは入れない。

品 目	種 類	例 示	出 し 方	留意事項
廃 乾 電 池	乾電池	使用済みの乾電池	・公共施設などに設置されている黄色の回収ボックスへ、そのまま入れる。	・アルカリ電池及びマンガン電池のみ回収。
小 型 充 電 式 電 池	ニカド電池	電動工具、コードレステレホン等の電池	・発火防止のためテープを貼る等の絶縁処理をし、役場環境課の窓口到手渡す。または町内協力店に持ち込む。	・モバイルバッテリーは本体回収。 ・乾電池の回収ボックスへは入れない。
	ニッケル水素電池	デジタルカメラ、電動アシスト自転車等の電池		
	リチウムイオン電池	コードレス掃除機、ノートパソコン等の電池、モバイルバッテリー		
コイン電池		腕時計、キーレスキー、LED ライト等の電池	・発火防止のためテープを貼る等の絶縁処理をし、役場環境課の窓口到手渡す。	・乾電池の回収ボックスへは入れない。
ボタン電池		補聴器、電子体温計、小型ゲーム機、歩数計等の電池	・発火防止のためテープを貼る等の絶縁処理をし、役場環境課の窓口到手渡す。または町内協力店に持ち込む。	・乾電池の回収ボックスへは入れない。
電子たばこ・加熱式たばこ		使用済みの電子たばこ・加熱式たばこ	・発火防止のためテープを貼る等の絶縁処理をし、役場環境課の窓口到手渡す。	・一部たばこ販売店等でも回収できる。
小 家 電	パソコン、小型家電製品 (60cm 以下で、家電 4 品目以外のもの)	パソコン、ビデオデッキ、CD ラジカセ、扇風機、ファンヒーター、ストーブなど	・年 1 回、各地区コミュニティセンター、集会所に出す。 ・縦 15cm×横 40cm 未満の小型家電、パソコンについては、役場、各地区コミュニティセンター及び集会所 11 拠点に常設しているボックスへも出せる。	・小型家電リサイクル法認定事業者へ回収を依頼することもできる。 ・パソコンは、製造メーカーによる自主回収も利用できる。（問合せ：一般社団法人パソコン 3 R 推進協会）

② もえるごみ

品 目	例 示	出 し 方	留意事項
生ごみ	魚のアラ、果実の皮、貝殻、野菜くずなど	- 指定袋に入れて出す - 生ごみは水をきる。	- 指定袋以外で出さない。 - 前日に出さない。 - 袋の口はしっかり縛る。
汚れた紙くず	ちり紙、紙コップなど		
その他	灰、かばん、靴、保冷剤、乾燥剤など		
品 目	例 示	出 し 方	留意事項
ふとん	敷布団、掛布団	たたんで指定袋の(大)の袋を1枚つけてしばって出す。	指定袋に入る場合は、入れて出す。
枝	剪定枝(枝の太さは10cm以下)	長さ60cm以下、直径40cm以下にし、指定袋の(大)の袋を1枚つけてしばって出す。	指定袋に入る場合は、入れて出す。
おむつ	紙おむつ、布おむつ	中が見える透明または半透明のレジ袋などに入れ、袋に「おむつ」と記載して出す。	指定袋に入れて出すこともできる。

③ もえないごみ

品 目	例 示	出 し 方	留意事項
ガラス	グラス、蛍光灯、電球など	- 指定のコンテナに入れる。60cm以下のもの。 - 石油ストーブ等は灯油を抜く。 - 刃物は刃の部分をテープなどで保護する。 - 乾電池を使用しているものは、乾電池を抜く。	- 出せる場所は資源ごみステーション。 - 小型家電製品は、年1回、各地区コミュニティセンター、集会所での回収時に出すこともできる。
金属類	傘、包丁、鍋焼きうどんのアルミなど		
小型家電製品(60cm以下で、家電4品目とパソコン以外のもの)	ビデオデッキ、CDラジカセ、扇風機、ファンヒーター、ストーブなど		

④ 危険物

品 目	例 示	出 し 方	留意事項
危険物	スプレー缶、カセットボンベ、ライター	「金属・びん・ペットボトル・もえないごみ」回収日に専用コンテナで回収。中身を使いきって、スプレー缶、カセットボンベは穴を開けずに出す。	穴が開いていても回収する。

⑤ 粗大ごみ

品 目	例 示	出 し 方	留意事項
一辺の長さが60cm超、2m以下のもの	家具類 照明器具 ガス製品 遊具・楽器 敷物 建具など	※有料で出し方は2種類 ① 東部知多クリーンセンターへ直接搬入 10kgまで200円、10kgを超えるごとに200円 (☎46-8855) ② 戸別有料収集 - 粗大ごみ受付センターへ電話予約 (☎0120-530-276) 1個2,000円 1回5個まで - 事前に粗大ごみ処理券の購入が必要	- 家電4品目とパソコンは収集していません。 - 戸別有料収集は、作業員2名で収集運搬できるもの。

⑥ 自転車等

品 目	例 示	出 し 方	留意事項
自転車 三輪車 ベビーカー	自転車、三輪車、 ベビーカー	・年1回、各地区コミュニティセンター、 集会所に出す。	・回収時間は、午前9 時から12時まで。

⑦ 町で収集しないごみ

品 目	例 示	出 し 方
家電リサイ クル品目	テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機 エアコン（室外機含む）	① 買い替えの場合、購入店が分かる場合は購入店へ リサイクル料金等を支払って依頼。 ② 購入店がわからない場合は、郵便局でリサイクル 料金を支払い、町許可業者へ処理依頼。 （運搬料金は別途必要） 【町許可業者】 郵便局でリサイクル料金を支払った後、依頼す る。（運搬料金は別途必要） アイゼンCS(株) ☎0562-84-6460 (株)アグメント ☎0569-48-3594 (有)エンザイム ☎0562-55-0200 トーエイ(株) ☎0120-450-855 (株)中西 ☎0120-947-479 (株)三四四 ☎0562-55-9050 【リサイクル料金】 ・テレビ（3,700円程度） ・エアコン（2,000円程度） ・冷蔵庫・冷凍庫（5,600円程度） ・洗濯機（3,300円程度） ・衣類乾燥機（3,300円程度） ※大きさと製造メーカーによって料金が異なる。
事業系ごみ	事業所、商店、飲食店、病院、 工場などから出たごみ	・事業者自身で処理するか、廃棄物処理業者に依頼す る。 ・一般廃棄物（紙くずなどのもえるごみ）は、東部知 多クリーンセンターへ搬入が可能。
一時多量ご み	家庭で、引越し、大掃除、庭 木の刈り込みなどで一時的に 出た多量ごみ（家財など5点 以上ある場合）	・直接、東部知多クリーンセンターへ搬入（有料）す るか、町の許可業者へ依頼する。
処理できな いごみ	プロパンガスボンベ、消火器、 タイヤ、バッテリー、塗料、 薬品など	・東部知多クリーンセンターで処理できないため、販 売店などに相談する。

⑧ その他

ごみ出し支援事業

(1) 事業内容

もえるごみを自力でごみステーションまで搬送することが困難な世帯に対し、玄関先などの事
前に取り決めした場所に出されたもえるごみを所定のごみステーションまで搬送する支援を行
う。

(2) 事業開始

平成27年7月1日～

(3) 令和7年度実績 令和8年3月31日現在（令和7年4月～令和8年3月）

対象世帯数	63世帯
支援回数	2,579回

(3) ごみの収集日

もえるごみは週2回、もえないごみは月2回収集し、資源ごみは種類により週1回または月2回ずつ収集しており、各地区の収集日は下記のとおりです。

① ごみの収集日及び回収日

令和8年3月31日現在

種 別	もえるごみ	もえないごみ	資 源 ご み		
			金 属 ・ び ん ・ ペットボトル (危険物: スプレー 缶・ライター等)	紙 類 布 類	プラスチック製 容器包装
地 区	収集日 (毎週)	収集日 (毎月)	収集日 (毎月)	収集日 (毎月)	収集日 (毎週)
森 岡	月・木	第1・3火	第1・3火	第2・4火	金
森岡台	月・木	第2・4火	第2・4火	第1・3火	金
緒 川	月・木	第1・3水	第1・3水	第2・4水	火
新 田	月・木	第2・4金	第2・4金	第1・3金	水
東ヶ丘	月・木	第1・3金	第1・3金	第2・4金	火
石浜東	火・金	第2・4月	第2・4月	第1・3月	木
石浜中	火・金	第2・4水	第2・4水	第1・3水	木
石浜西	火・金	第1・3月	第1・3月	第2・4月	木
生 路	火・金	第2・4木	第2・4木	第1・3木	水
藤 江	火・金	第1・3木	第1・3木	第2・4木	水

② ごみの出せる時間

種 類	時 間
もえるごみ	・ 収集日の朝から午前8時まで
もえないごみ	・ 収集日前日のコンテナが出たときから収集日の午前8時まで
資源ごみ	・ プラスチック製容器包装、金属・びん・ペットボトルは、回収コンテナが出たときから回収日の午前8時まで ・ 紙類・布類は、収集日の朝から回収日の午前8時まで ・ 陶磁器は、毎日（常時回収コンテナは設置してあるが、夜間には出さないようにする。） ・ 廃食用油は、毎日（常時回収コンテナ等設置） ・ 廃乾電池は、毎日（施設内は、開館等時間内） ・ 小型充電式電池、コイン電池、ボタン電池、電子たばこ・加熱式たばこは、役場開庁時間内 ・ 製品プラスチックは、役場資源ステーション（午前8時から午後8時まで）及び森岡コミュニティセンター（常時回収コンテナ設置）で回収
危険物	・ スプレー缶、カセットボンベ、ライターは、回収コンテナが出たときから回収日の午前8時まで
粗大ごみ	・ 午前8時までに、処理券を貼り付けた状態で玄関先などに出す。（戸別有料収集） ・ 東部知多クリーンセンターへ直接持ち込む。
自転車・三輪車 ベビーカー、小 型家電製品	・ 自転車・三輪車・ベビーカー、パソコン及び小型家電製品は、年1回 各地区コミュニティセンター、集会所で午前9時から12時まで回収 ・ 横40cm×縦15cm以下の小型家電製品については、毎日（常時回収ボックスは設置してあるが、夜間には出さないようにする。施設内は、開館等時間内。）

(4) 資源ごみ地区別回収日・場所

令和8年3月31日現在

地区名	回収日		場 所	(地名前のNo.は地図番号)
森 岡	(毎月)	(1)	2:フードセンターカネ平東	(14) 26:村木神社道路北
	1・3火曜日	(2)	5:室谷接骨院東	(15) 27:極楽寺南
	金属・びん・ペット	(3)	6:八剣神社北	(16) 28:杉之池東南
	2・4火曜日	(4)	7:水野石油店東	(17) 29:森岡保育園西
	紙・布	(5)	8:開眼寺	(18) 30:森岡前田公園北
	毎週金曜日	(6)	10:一色畑南	(19) 32:サンハウス尾張森岡Ⅱ東*
	プラスチック製容器包装	(7)	11:5 番組新池下北	(20) 33:サンハウス尾張森岡Ⅱ西*
		(8)	13:八百正駐車場東	(21) 34:臨江寺児童遊園
		(9)	16:中町6-22先	(22) 35:森岡取手
		(10)	19:海印寺東	(23) 45:グローバルコート森岡*
		(11)	20:村木苑東	(24) 47:新池公園南
		(12)	21:中町26-3	(25) 54:山之神
		(13)	24:中町20-2	
森岡台	(毎月)	(1)	3:祖母懷北公園	(10) 39:上源吾12番組
	1・3火曜日	(2)	5:上割木25-20東	(11) 40:上申間1-120
	紙・布	(3)	6:下今池公園	(12) 42:森の里沈砂池南
	2・4火曜日	(4)	8:森岡自然公園北	(13) 43:下源吾(大府市境)
	金属・びん・ペット	(5)	10:濁池北公園	(14) 47:新割木1-3
	毎週金曜日	(6)	12:大池南公園東	(15) 48:森岡自然公園南
	プラスチック製容器包装	(7)	14:森岡台集会所北	(16) 52:グレイシャスエクスプレスマルゼン*
		(8)	34:二ツ池南	
		(9)	35:半ノ木90-2南	
緒 川	(毎月)	(1)	1:天白池ふれあい広場北	(24) 26:上鰻池東
	1・3水曜日	(2)	2:天白64東	(25) 27:実盛山ふれあい広場前
	金属・びん・ペット	(3)	②:水野機械北(宝前庵)	(26) 28:キャッスルハイツ東浦*
	2・4水曜日	(4)	4:入海神社北	(27) 29:ルミエール*
	紙・布	(5)	5:上家左川51-3東	(28) ②9:相生の松
	毎週火曜日	(6)	6:水野石油北	(29) 30:キャッスルハイツ東浦Ⅱ*
	プラスチック製容器包装	(7)	7:五ヶ村川東(古流作)	(30) 31:キャッスルハイツ東浦Ⅳ*
		(8)	8:ホームセンターコーナン北	(31) 32:サンサン都西
		(9)	9:北新田36-2先	(32) 33:相生の丘(南公園)
		(10)	10:緒川コミュニティセンター(旧公民館)東	(33) 34:相生の丘(北公園)
		(11)	11:緒川小学校北	(34) 35:レオパレス
		(12)	14:緒川保育園北	(35) 37:濁池西第1号緑地南
		(13)	15:札木公園北	(36) 38:濁池西第1号公園東
		(14)	16:ひだか動物病院駐車場東	(37) 39:緒川駅東区画整理地内
		(15)	17:JR緒川駅南	(38) 41:辰新町北
		(16)	18:佐藤内科クリニック南	(39) 42:辰新町南
		(17)	19:サンブラ東浦西*	(40) 44:中央図書館南
		(18)	20:笠松石油西(平成)	(41) 45:ファミリーレー東浦レジデンス*
		(19)	21:役場南東	(42) 46:ファミリーレー東浦レジデンスⅡ*
		(20)	22:給食センター北	(43) 47:北山神1-13西
		(21)	23:藤和シテイコープ北	(44) 48:天白85
		(22)	24:山の手大橋西	(45) 49:天白95
		(23)	25:西高岨ふれあい広場	
緒川新田	(毎月)	(1)	2:西釜池8-19西	(14) 23:カンナ西
	1・3金曜日	(2)	②:葵ノ荘団地集会所北	(15) 25:西本坪公園場北
	紙・布類	(3)	3:中釜池44-4先	(16) 26:西本坪28-14
	2・4金曜日	(4)	③:中米田16-1南	(17) 28:中本坪6-7南
	金属・びん・ペット	(5)	⑥:上米田ポンプ場先	(18) 29:岩月鍼灸院南
	毎週水曜日	(6)	10:メゾンすくも南	(19) 30:上ノ池西
	プラスチック製容器包装	(7)	13:卯の花公園北	(20) 32:とち池ふれあい広場北
		(8)	14:緒川新田老人憩の家南	(21) 37:本坪池南東
		(9)		(22) 38:アルカディア*
		(10)	22:八巻67-1	

地区名	回収日		場 所 (地名前のNo.は地図番号)	
緒川新田		(11) 16:新田保育園北 (12) 17:巽ヶ丘ハイツ北 (13) 20:丸山27-1	(24) 40:組田地区 (25) 41:組田地区 ガイアックスA棟東 (26) 43:組田中ふれあい広場内	
東ヶ丘	(毎月) 1・3金曜日 金属・びん・ペット 2・4金曜日 紙・布 毎週火曜日 プラスチック製容器包装	(1) 1:東ヶ丘集会所 (2) 3:東仙台みどり緑地北西 (3) 5:東仙台32-8東 (4) 6:東仙台34-14東 (5) 8:東仙台46-10 (6) 9:東仙台42-11 (7) 10:高根南公園東 (8) 13:東仙台18-12 (9) 14:東仙台13-11 (10) 17:丸池台80-6 (11) 19:丸池台80-4 (12) 20:丸池台78-2	(13) 23:丸池台13-17 (14) 25:丸池台7-17 (15) 27:高根児童公園 (16) 28:丸池台16-15 (17) 30:上高根台32-17 (18) 32:上高根台28-17 (19) 35:上高根台22-15 (20) 37:上高根台16-15 (21) 41:上高根台85 (22) 44:上高根台8-15 (23) 46:上高根台1-9 (24) 47:上高根台35-2	
石浜東	(毎月) 1・3月曜日 紙・布 2・4月曜日 金属・びん・ペット 毎週木曜日 プラスチック製容器包装	(1) 1:石浜コミュニティセンター(旧公民館) (2) 2:石浜区民館 (3) 3:芦間29-1西 (4) 4:東中飛翔館東 (5) 5:石浜保育園北 (6) 6:廻間64南 (7) 8:平林公園 (8) 9:鈴木建築西 (9) 10:玉洞院南東 (10) 11:子供墓所前 (11) 12:西平地東 (12) 13:片山南ふれあい広場 (13) 14:川尻18-11西 (14) 15:スカイハイム西 (15) 16:明光寺北 (16) 17:カネ市ゴム工業北 (17) 18:シルバー人材センター西 (18) 19:火の見やぐら (19) 22:グリーンハイツ杉 (20) 23:成田商店南 (21) 25:町営グラウンド西 (22) 26:第2リビエール石浜 (23) 28:芦間8-1南 (24) 31:西平地1-77北 (25) 39:リビエール石浜* (26) 41:玉洞院西 (27) 42:三本松公園 (28) 43:午池西 (29) 44:竹商東 (30) 49:午池分譲入口	(31) 50:桜見台4-9 (32) 51:桜見台11-6 (33) 53:桜見台21-22 (34) 55:桜見台21-11 (35) 57:桜見台26-15 (36) 62:フィオーレ西 (37) 63:中央70(かみね南公園南) (38) 64:アットイーズB棟北 (39) 65:ミリオンベルI東 (40) 67:グランドール東 (41) 68:中央10-10先 (42) 69:消防石浜分団詰所東 (43) 70:中子新田区画整理地内 (44) 71:JR石浜駅南 (45) 72:黒鳥58-3 (46) 73:黒鳥26-59 (47) 74:黒鳥26-74 (48) 75:エクセルグランデ東浦* (49) 76:川尻5南* (50) 77:JR石浜駅自転車駐車場横 (51) 78:緑が丘地内 (52) 81:キャッスルハイツ* (53) 83:俣豊田自動織機石浜寮* (54) 84:ブリオール東浦* (55) 87:セントリリー* (56) 88:スターターマンション東浦* (57) 91:御保田2-13 (58) 92:吹付2-242 (59) 94:三本松1-149	
石浜中	(毎月) 1・3水曜日 紙・布 2・4水曜日 金属・びん・ペット 毎週木曜日 プラスチック製容器包装	(1) 1:吹付2-158西 (2) 2:吹付東公園南西 (3) 3:吹付東公園北 (4) 4:吹付2-99西 (5) 5:吹付2-54西 (6) 6:田之助6-49東 (7) 7:田之助6-13東 (8) 8:菰蓋1-86西 (9) 9:吹付2-33西	(10) 10:菰蓋1-134南 (11) 11:白山1-19南 (12) 12:桜見台8-1 (13) 13:桜見台6-4 (14) 14:藤塚公園東 (15) 16:菰蓋1-149東 (16) 17:藤塚1-63西 (17) 18:菰蓋1-116西	

地区名	回収日		場 所 (地名前のNo.は地図番号)
石浜西	(毎月)	(1)	1: 3 街区 4 棟東
	1・3 月曜日	(2)	14: 2 街区 13 棟北①
	金属・びん・ペット	(3)	15: 2 街区 13 棟北②
	2・4 月曜日	(4)	26: 県営東浦住宅 1 棟西
	紙・布	(5)	27: 県営東浦住宅 8 棟東
	毎週木曜日	(6)	28: 県営東浦住宅 8 棟東
	プラスチック製容器包装	(7)	29: 県営東浦住宅 6 棟東
		(8)	30: 県営東浦住宅 2 棟北
		(9)	31: 県営東浦住宅 2 棟北
		(10)	35: 県営東浦住宅 4 棟南
		(11)	36: 県営東浦住宅 5 棟南
		(12)	37: 県営東浦住宅 9 棟
		(13)	38: 県営東浦住宅 10 棟
		(14)	39: 県営東浦住宅 11 棟
		(15)	40: 南ヶ丘北公園
		(16)	41: 南ヶ丘中公園西
生 路	(毎月)	(17)	42: 南ヶ丘南公園東
	1・3 木曜日	(18)	43: 南ヶ丘 5-1 西
	紙・布	(19)	44: 南ヶ丘 11-14 東
	2・4 木曜日	(20)	45: 南ヶ丘 21-16 東
	金属・びん・ペット	(21)	46: 南ヶ丘 26-71
	毎週水曜日	(22)	47: 南ヶ丘 26-63
	プラスチック製容器包装	(23)	48: 南ヶ丘南公園北
		(24)	49: 南ヶ丘 26-70
		(25)	50: 南ヶ丘 26-69
		(26)	51: 南ヶ丘 26-68
		(27)	52: 県営東浦住宅 17 棟東
		(28)	53: 県営東浦住宅 17 棟
		(29)	54: 南ヶ丘自治集会所
		(30)	55: 県営東浦住宅 14 棟北西
		(31)	56: 県営東浦住宅 18 棟南西
		(19)	27: ピボットマンション*
藤 江	1・3 木曜日	(20)	29: 大踏切の地蔵前
	紙・布	(21)	31: 厄松池東
	2・4 木曜日	(22)	34: 花井製作所第 6 駐車場東
	金属・びん・ペット	(23)	35: 東浦高校東
	毎週水曜日	(24)	37: 西午新田ふれあい広場北
	プラスチック製容器包装	(25)	38: キャッスルハイツ東浦Ⅲ
		(26)	39: 門田 27-26
		(27)	42: コペアヤマソウ*
		(28)	46: 前田 35-79 (生路前田南公園)
		(29)	47: 前田 35-22
		(30)	54: 門田 87
		(31)	57: 折戸地区
		(32)	59: 西午新田地内
		(33)	60: 梨ノ木地内
		(34)	64: 傍示松地内
		(35)	66: 西午新田 34-9
藤 江	(毎月)	(1)	1: 厄松池南
	1・3 木曜日	(2)	4: 三丁 1-2 東
	金属・びん・ペット	(3)	5: ふじが丘 24-8
	2・4 木曜日	(4)	7: ふじが丘 31-11
	紙・布	(5)	9: ふじが丘 36-15
	毎週水曜日	(6)	10: 西河屋東
	プラスチック製容器包装	(7)	13: ふじが丘 11-23
		(8)	15: ふじが丘 6-26
		(9)	17: ふじが丘 1-18
		(10)	20: 上廻間 23-1 東
		(11)	23: 上廻間 29-1 西
		(12)	24: 前田 29 北
		(13)	27: 上満 24-8 北
		(14)	28: 上満 18-4 南
		(15)	29: 東浦町消防団藤江分団東
		(16)	30: 須賀川樋門北
藤 江		(17)	32: ふじが丘 21-12
		(18)	33: 西之宮 33-17 東
		(19)	34: 鈴木組資材置場東
		(20)	38: シャトー雅前
		(21)	41: 須賀 29-1
		(22)	43: 前田クリニック南
		(23)	44: 町営藤江住宅西
		(24)	45: 新福工業南
		(25)	47: 荒子 87-1 西
		(26)	49: 荒子 8-199
		(27)	52: 荒子団地浄化槽隣
		(28)	53: 荒子団地北国道沿い
		(29)	61: 三丁 94-3
		(30)	101: エルグランデ東浦*
		(31)	102: グランコート東浦*
		(32)	104: キャノンピア東浦*
		(33)	105: レインボー東浦藤江*
		(34)	110: レオパレスムート*
		(35)	111: ノビリティマルユウ*
		(36)	121: アネシアフロル東浦*

(注) *印のついている回収場所は、入居者専用です。

(5) 指定ごみ袋取扱店

(54店舗)

令和8年3月31日現在

No.	地 区	販売所名	住 所	電 話
1	森 岡	フードセンターカネ平	森岡字新屋敷 1	83-2543
2	〃	八百正	森岡字半之木77 - 1	84-2083
3	〃	ドミー東浦店	森岡字前田55 - 1	83-5141
4	〃	STUDIO ALPHA	森岡字下今池35 - 9	84-1888
5	〃	満寿屋酒店	森岡字濁池 8 - 76	83-4893
6	〃	酒市場本店	森岡字上半之木51 - 5	84-1826
7	〃	ゲンキー東浦店	森岡字前田55 - 1	82-3390
8	〃	ファミリーマート東浦森岡店	森岡字田面91 - 1	82-2058
9	〃	ファミリーマート東浦森岡南店	森岡字新池下36 - 1	82-0677
10	緒 川	松華園	緒川字家下 1	83-2324
11	〃	ドラッグカネヨ	緒川字竹塚13 - 4	83-3375
12	〃	タカラヤ	緒川字竹塚14	83-4101
13	〃	かねり商店	緒川字屋敷一区96	83-2028
14	〃	水谷金物店	緒川字下出口 2 - 2	83-2502
15	〃	ヤマニ商店	緒川字屋敷三区 8	83-2235
16	〃	ファミリーマート東浦役場前店	緒川字平成55	82-3122
17	〃	山口屋商店	緒川字家下 3 - 2	83-2256
18	〃	わたや呉服店	緒川字屋敷二区143	83-2258
19	〃	パオみよしや東浦店	緒川字南大狭間56 - 3	84-3714
20	〃	イオンスタイル東浦	緒川字旭13 - 2	82-2800
21	〃	スギ薬局東浦店	緒川字家下22 - 1	84-5031
22	〃	ローソン東浦於大公園前店	緒川字大門二区43	84-5110
23	〃	セブン - イレブン東浦緒川塩田店	緒川字塩田68	84-7328
24	〃	ローソン東浦鰻池店	緒川字鰻池 1 - 3	84-3655
25	〃	ホームセンターコーナン知多東浦店	緒川字北新田 8 - 5	82-1061
26	〃	ディスカウントドラッグコスモス緒川店	緒川字旭12 - 2	
27	〃	セブン - イレブン東浦緒川相生店	緒川字両筋道11 - 12	84-5885
28	〃	役場環境課	緒川字政所20	83-3111
29	緒川新田	新田米穀店	緒川字西釜池10 - 6	34-9904
30	〃	にぎわい市場マルス東ヶ丘店	緒川字東仙台 1	84-6988

No.	地 区	販売所名	住 所	電 話
31	緒川新田	エビスヤ東浦店	緒川字西釜池 5 - 8	35-0029
32	〃	セブン - イレブン東浦緒川植山店	緒川字植山31 - 3	35-3231
33	〃	セブン - イレブン東浦知多インター店	緒川字上米田 2 - 11	84-7557
34	〃	ファミリーマート東浦緒川植山店	緒川字植山43 - 2	34-0027
35	石 浜	ショッピングマルス本店	石浜字八ツ針 1 - 26	83-7112
36	〃	松谷マッサージ治療院	石浜字川尻17 - 10	83-1003
37	〃	セブン - イレブン東浦石浜駅西店	石浜字なかね11 - 8	84-7634
38	〃	ファミリーマート東浦南ヶ丘店	石浜字南ヶ丘16 - 15	84-8651
39	〃	Vdrug東浦店	石浜字行田 8 - 1	82-2220
40	〃	石浜イクヂ薬品	石浜字白山 1 - 27	83-7259
41	〃	ファミリーマート東浦石浜店	石浜字中央13 - 14	82-2501
42	〃	アイプラザ	石浜字菰蓋 1 - 143	83-7202
43	〃	ゲンキー石浜店	石浜字須賀40 - 1	57-7250
44	〃	セブン - イレブン東浦石浜東半戸店	石浜字東半戸 1 - 1	83-7701
45	生 路	ミヅノ屋	生路字梨ノ木13	83-3339
46	〃	コノミヤ東浦店	生路字池下61 - 9	83-8811
47	〃	ウエルシア東浦生路店	生路字池下119	82-5700
48	〃	ファミリーマート東浦生路店	生路字浜田24 - 7	82-5202
49	藤 江	カネラ新美商店	藤江字須賀130	83-2207
50	〃	イクヂ天心堂薬局	藤江字大坪48 - 18	83-6069
51	〃	セブン - イレブン東浦藤江店	藤江字荒子 8 - 179	84-8551
52	〃	スギ薬局東浦南店	藤江字荒子 6	57-1670
53	阿久比町 卯白沢	セブン - イレブン阿久比白沢店	阿久比町 白沢字西石根 5 - 1	(0569) 48-8892
54	阿久比町 卯坂	ユーストア阿久比北店	阿久比町 卯坂字惣山65	(0570) 009-136

(6) 粗大ごみ処理券取扱店

(19店舗)

令和8年3月31日現在

No.	地 区	販売所名		電 話
1	森 岡	八百正	森岡字半之木77 - 1	84-2083
2	〃	ドミー東浦店	森岡字前田55 - 1	83-5141
3	緒 川	松華園	緒川字家下1	83-2324
4	〃	タカラヤ	緒川字竹塚14	83-4101
5	〃	かねり商店	緒川字屋敷一区96	83-2028
6	〃	水谷金物店	緒川字下出口2 - 2	83-2502
7	〃	ヤマニ商店	緒川字屋敷三区8	83-2235
8	〃	大黒屋	緒川字屋敷三区44 - 2	83-2469
9	〃	山口屋商店	緒川字家下3 - 2	83-2256
10	〃	行政サービスコーナー	緒川字旭13 - 2	82-2940
11	〃	役場環境課	緒川字政所20	83-3111
12	緒川新田	新田米穀店	緒川字西釜池10 - 6	34-9904
13	〃	エビスヤ東浦店	緒川字西釜池5 - 8	35-0029
14	石 浜	ファミリーマート東浦石浜店	石浜字中央13 - 14	82-2501
15	生 路	ミヅノ屋	生路字梨ノ木13	83-3339
16	〃	ファミリーマート東浦生路店	生路字浜田24 - 7	82-5202
17	〃	いくまん呉服店	生路字浜田16 - 1	83-3202
18	藤 江	イクヂ天心堂薬局	藤江字大坪48 - 18	83-6069
19	〃	セブソン・イレブソン東浦藤江店	藤江字荒子8 - 179	84-8551

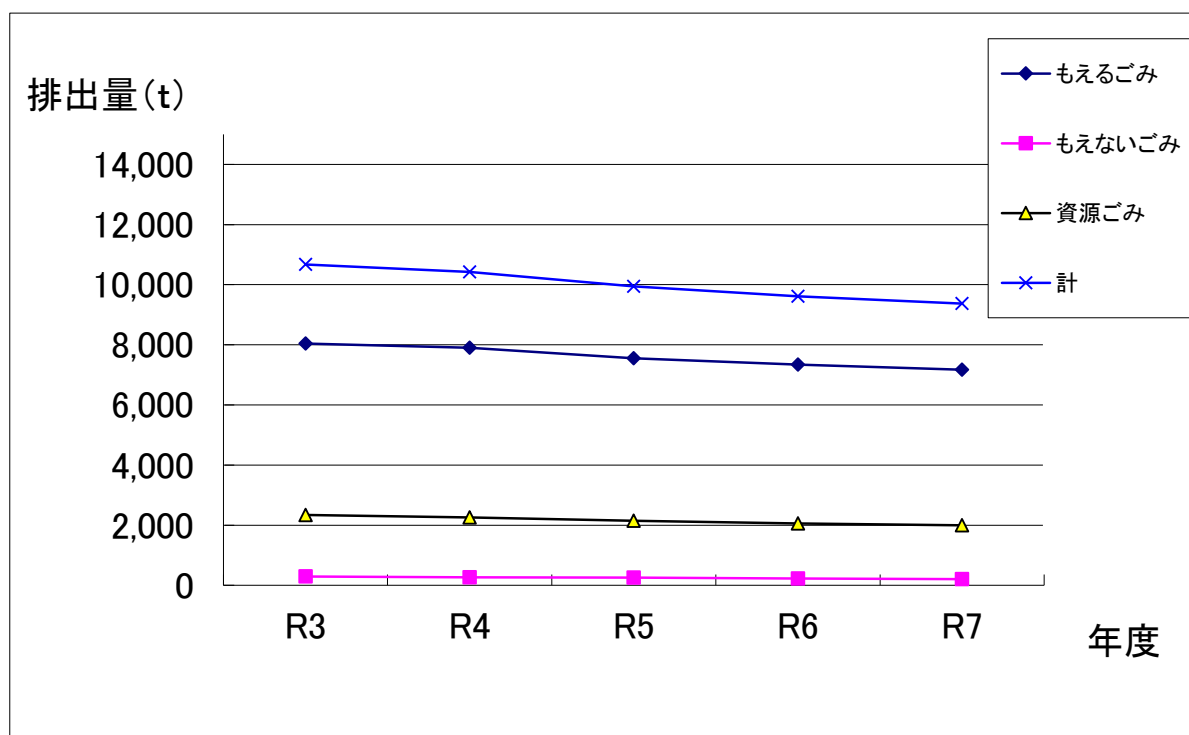
(7) ごみ収集量

① ごみ収集量の年度別変化

東浦町が収集したごみ（一般廃棄物）の総量は、平成30年度まではほぼ横ばいでしたが、令和元年度より家庭系可燃ごみ処理有料化を実施した効果もあり、排出量は減少傾向です。

また、住民1人当たりの年間排出量で比較すると、令和3年度では約212kg、令和7年度では188kgとなりました。

※住民1人当たりの年間排出量＝ごみ収集量÷人口



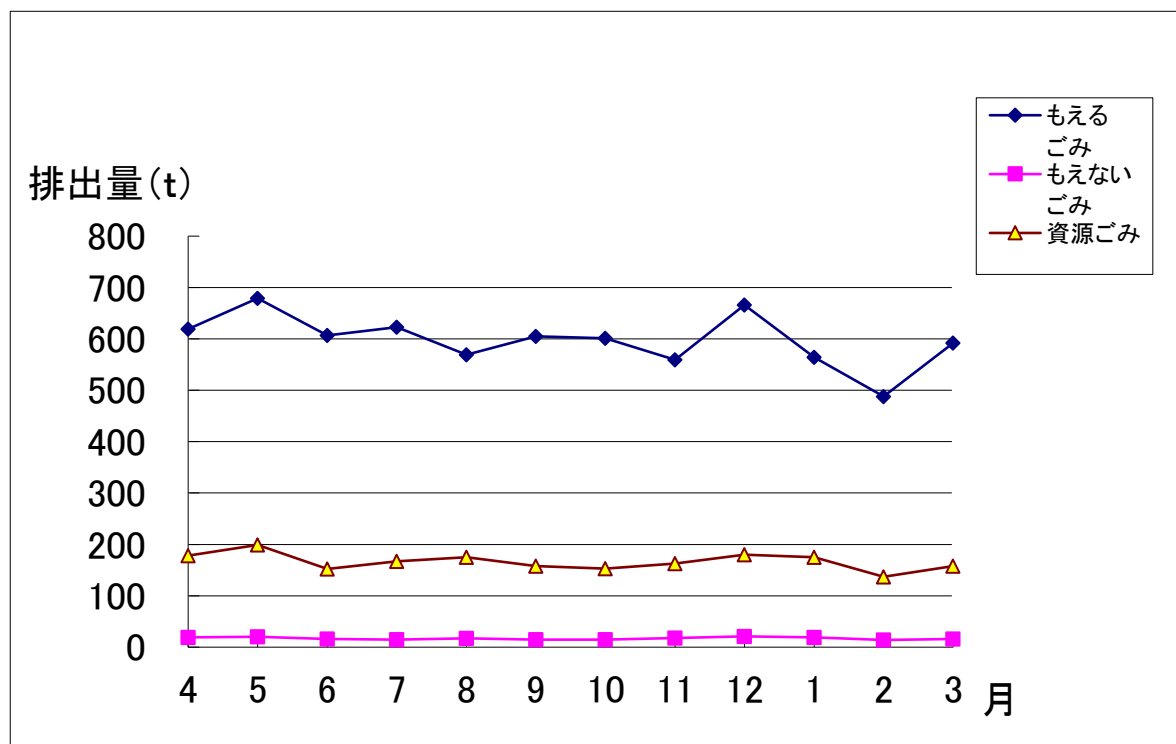
(単位:t)

種類 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
もえるごみ	8,041	7,902	7,550	7,342	7,171
もえないごみ	291	268	252	221	204
資源ごみ	2,339	2,253	2,145	2,053	1,995
計	10,671	10,423	9,947	9,616	9,370
人口(人)	50,419	50,308	50,213	50,132	49,714

(注) 1 もえるごみ・もえないごみは、一般収集＋公用（公共施設のごみ）のみ

(注) 2 人口は、毎年度10月1日現在

② ごみ収集量の月別変化（令和7年度）



（単位：t）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
種類												
もえるごみ	619	679	607	623	569	605	601	559	666	564	488	592
もえないごみ	19	20	16	15	17	15	15	18	21	19	14	16
資源ごみ	178	199	152	167	175	158	153	163	180	175	137	158

③ ごみの1世帯あたりの収集量及び処理費

（一般＋公用ごみ）

区分 年度	収集世帯	処理量			1世帯あたりの	1世帯あたりの
		もえるごみ (t)	もえないごみ (t)	合計 (t)	収集量 (kg)	処理費 (円)
R 3	21,111	8,041	291	8,332	395	11,586
R 4	21,316	7,902	268	8,170	383	18,464
R 5	21,528	7,550	252	7,802	362	19,906
R 6	21,687	7,342	221	7,563	349	21,215
R 7	21,764	7,171	204	7,375	339	22,180

（注）1 収集世帯件数は、各年の10月1日現在

（注）2 1世帯あたりの処理費は、処理に要する経費のみで、収集運搬費は含まれません。

④ 資源ごみ回収量（令和7年度）

（単位：kg）

		森岡	森岡台	緒川	新田	東ヶ丘	石浜東
金属類	アルミ	5,814	3,076	8,653	3,596	4,330	12,539
	スチール	4,831	3,291	6,971	3,401	3,910	8,879
	計	10,645	6,367	15,624	6,997	8,240	21,418
紙布類	新聞紙	23,762	20,944	35,507	12,544	36,316	40,962
	雑誌・広告	23,348	14,989	30,057	10,754	32,970	46,069
	ダンボール	25,064	15,702	34,149	14,007	32,473	57,469
	紙パック	986	1,024	1,496	729	1,467	1,954
	ミックス古紙	10,430	9,054	14,783	5,844	14,103	17,258
	布	7,438	5,361	9,821	3,426	8,012	13,454
	計	91,028	67,074	125,813	47,304	125,341	177,166
びん類	一升びん	119	121	287	76	198	282
	ビールびん	6	0	0	0	22	36
	カレット	21,712	17,280	36,870	16,140	21,638	40,020
	計	21,837	17,401	37,157	16,216	21,858	40,338
プラスチック	ペットボトル	15,455	9,398	21,717	9,318	11,213	52,946
	プラスチック製容器包装	36,490	33,510	71,310	31,590	43,480	54,067
	計	51,945	42,908	93,027	40,908	54,693	107,013
合 計		175,455	133,750	271,621	111,425	210,132	345,935

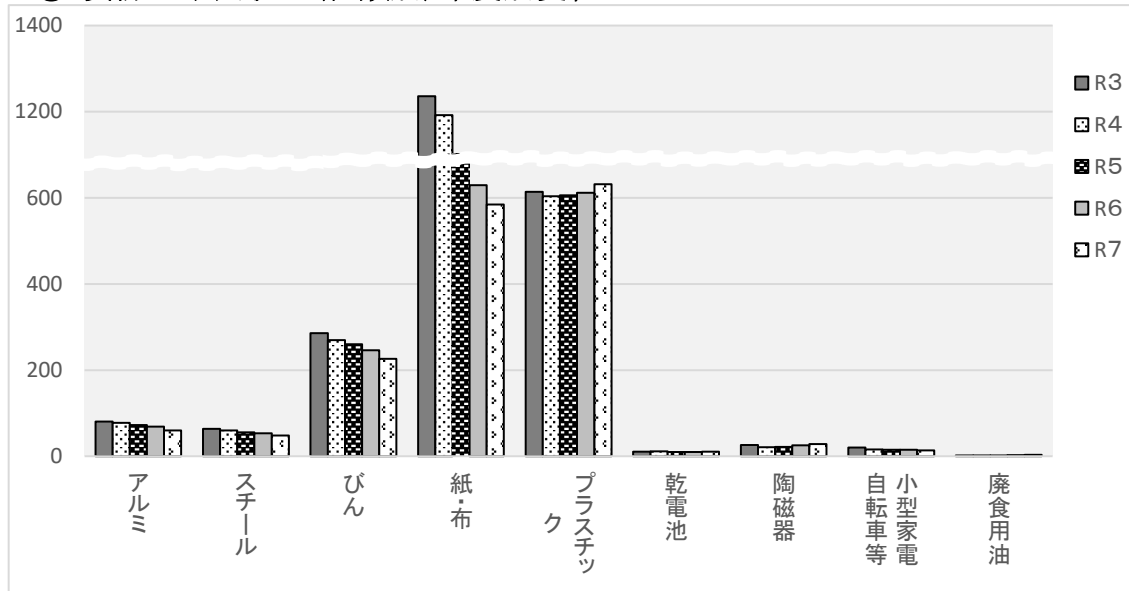
		石浜中	石浜西	生路	藤江	全域	計
金属類	アルミ	2,358	3,936	7,059	8,436	-	59,797
	スチール	2,058	3,624	5,521	5,898	-	48,384
	計	4,416	7,560	12,580	14,334	-	108,181
紙布類	新聞紙	19,272	15,454	28,029	21,404	-	254,194
	雑誌・広告	18,588	15,819	31,272	18,629	-	242,495
	ダンボール	15,999	23,307	37,817	33,117	-	289,104
	紙パック	777	774	1,324	1,299	-	11,830
	ミックス古紙	6,877	7,234	11,812	13,274	-	110,669
	布	4,822	6,976	9,216	7,431	-	75,957
	計	66,335	69,564	119,470	95,154	-	984,249
びん類	一升びん	48	29	181	174	-	1,515
	ビールびん	1	1	7	0	-	73
	カレット	6,134	12,560	24,526	28,060	-	224,940
	計	6,183	12,590	24,714	28,234	-	226,528
プラスチック	ペットボトル	6,230	11,986	17,416	18,288	-	173,967
	プラスチック製容器包装	23,936	25,270	49,380	57,880	-	426,913
	計	30,166	37,256	66,796	76,168	-	600,880
廃乾電池等		-	-	-	-	10,737	10,737
陶磁器		-	-	-	-	27,970	27,970
小型家電・自転車等		-	-	-	-	13,908	13,908
廃食用油		-	-	-	-	3,509	3,509
製品プラスチック		-	-	-	-	30,630	30,630
合 計		107,100	126,970	223,560	213,890	56,124	2,006,592

（注） 1 全域は、各地区ごとの数量を算出することが困難な収集形態のものを記載

（注） 2 プラスチック製容器包装全域欄は役場拠点回収量を表示

（注） 3 乾電池、陶磁器、小型家電・自転車等、廃食用油、羽毛ふとんは拠点回収のため町全域の回収量を表示

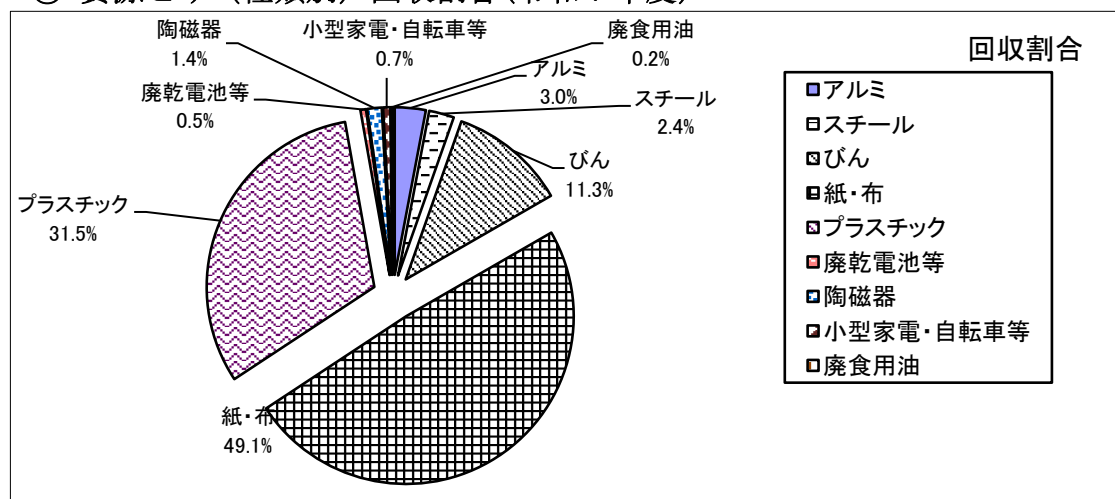
⑤ 資源ごみ回収量(種類別)年度別変化



(単位：t)

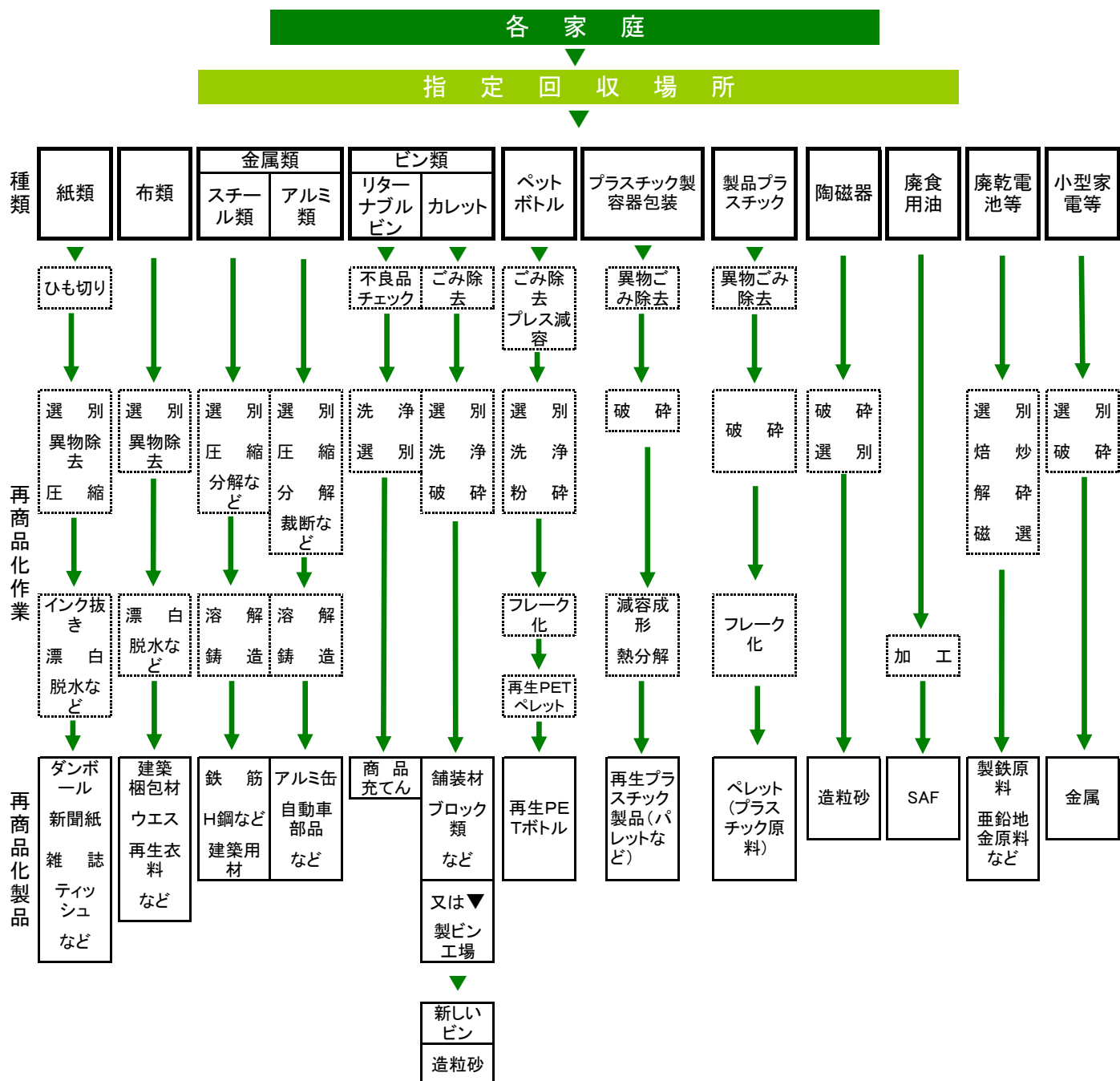
種類	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
アルミ		80.3	77.2	72.4	68.9	59.8
スチール		63.8	60.2	55.5	53.2	48.4
びん		285.4	269.8	259.9	245.9	226.5
紙・布		1,235.9	1,192.0	1,102.6	1,029.5	984.2
プラスチック		614.0	603.8	605.6	611.7	631.5
廃乾電池等		10.7	11.6	10.2	10.0	10.7
陶磁器		26.2	20.8	21.9	25.4	28.0
小型家電・自転車等		20.5	15.6	15.1	15.0	13.9
廃食用油		1.9	1.8	2.0	2.8	3.5
合計		2,338.7	2,252.8	2,145.2	2,062.4	2,006.5

⑥ 資源ごみ(種類別)回収割合(令和7年度)



品 目	回収量 (t)	回収割合 (%)
アルミ	59.8	3.0
スチール	48.4	2.4
びん	226.5	11.3
紙・布	984.2	49.1
プラスチック	631.5	31.5
廃乾電池等	10.7	0.5
陶磁器	28.0	1.4
小型家電・自転車等	13.9	0.7
廃食用油	3.5	0.2
計	2,006.5	100.0

⑦ 資源ごみの流れ（令和7年度）



2 し 尿

(1) し尿の収集料金

定額制	定額料金	1 人/月	370 円	①一般家庭が対象。 ②月 1 回のくみ取りが原則。 ③3 歳未満（3 歳に達した日の属する年度の末日まで）の者は無料。 ④人員は、くみ取り予定日の前月 1 日の人員。 ⑤くみ取りは、地区ごとに定められた期間に行う。
	超過料金	1 回につき	740 円	月 2 回以上のくみ取りをする場合に 2 回目以降のくみ取りから徴収する。
従量制		18 リットルにつき	185 円	①人員の確定困難な事務所・飲食店等及び簡易水洗式便槽が対象。 ただし、一般家庭でも次の場合は対象とする。 ・水洗式くみ取りの場合 ・月 1 回のくみ取りを必要としない場合 ・多量の水を使用しないとくみ取りできない場合 ・人員の確認が困難な場合 ・その他定額制が不適当な場合 ②月 1 回のくみ取りが原則。 ③雨水、地下水等が浸入した場合のくみ取り。 ④1 リットル未満の端数は切り捨てる。 ⑤くみ取りは、地区ごとに定められた期間に行う。

(2) くみ取りにあたっての留意事項

①留守家庭の取り扱いについて

- ・くみ取り予定日前後に外出するときは、くみ取り券入れに必要な枚数（従量制は必要と思われる枚数）を入れ、風などでくみ取り券が飛ばされないようにし、わかりやすいところに明示する。
- くみ取り券が用意されていないと、くみ取りができない。

②くみ取り券入れについて

- ・くみ取り券入れは、住所・氏名・人員等の必要事項を記入し、留守時に利用する。

③くみ取り券について

- ・定額制の超過料金は、1 回につき定額制くみ取り券 2 枚が必要。
- ・くみ取り券を業者に提出する時は、いずれか 1 枚の裏面に住所・氏名を記入する。

④くみ取りの予定日について

- ・広報ひがしうらで随時お知らせする。
- ・毎月、森岡・緒川・緒川新田・石浜・生路・藤江の順に実施。

⑤その他

- ・転入、転出及び死亡等で人員に変更があった場合は届出が必要。
- ・くみ取り口付近は、作業のしやすいようにする。
- ・便そうの清掃に使用する水は、1 カ月 10 リットル以内。
- ・現金支払いは不可。

⑥くみ取り委託業者

トーエイ株式会社 電話 83－3880

(3) くみ取り券取扱店

(10 店舗)

令和 8 年 3 月 31 日現在

No.	地区	販売所名	住 所	電 話
1	森岡	フードセンターカネ平	森岡字新屋敷 1	8 3－2 5 4 3
2	〃	あいち知多農協 森岡支店	森岡字取手 118－4	8 3－2 0 8 1
3	緒川	松華園	緒川字家下 1	8 3－2 3 2 4
4	〃	あいち知多農協 東浦支店	緒川字浜田 3－7	8 3－2 1 2 1
5	〃	かねり商店	緒川字屋敷一区 96	8 3－2 0 2 8
6	〃	大黒屋	緒川字屋敷三区 44－2	8 3－2 4 6 9
7	〃	役場環境課	緒川字政所 20	8 3－3 1 1 1
8	緒川新田	新田米穀店	緒川字西釜池 10－6	3 4－9 9 0 4
9	生路	あいち知多農協 東浦南部支店	生路字池下 111－1	8 3－2 0 8 4
10	〃	ミヅノ屋	生路字梨ノ木 13	8 3－3 3 3 9

(4) し尿収集量

年度	年間処理量 (t)	収集人口 (人)	総人口 (人)
R 3	1,054	1,057	50,419
R 4	1,023	1,022	50,308
R 5	956	996	50,213
R 6	965	973	50,132
R 7	836	946	49,714

(注) 人口は、各年度 10 月 1 日現在

(5) 浄化槽設置状況

(単位：基)

令和 8 年 3 月 31 日現在

年度	総 数	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
R 3	4,974	3,395	1,579
R 4	4,955	3,377	1,578
R 5	5,023	3,393	1,630
R 6	4,036	2,446	1,590
R 7	4,112	2,457	1,655

3 東部知多衛生組合の状況

(1) 月別し尿・ごみ処理量（令和7年度）

区分 月	し尿処理（t） 東部知多浄化センター			ごみ処理（t） 東部知多クリーンセンター				
	し尿	浄化槽汚泥	計	可燃物		不燃物		計
				一般収集	持込有料	一般収集	持込有料	
令和7年4月	72.40	1,148.73	1,221.13	618.98	208.50	18.57	7.09	853.14
5月	84.42	822.87	907.29	679.34	232.09	19.91	4.43	935.77
6月	67.98	866.82	934.80	606.78	219.10	15.77	5.17	846.82
7月	77.91	815.19	893.10	622.85	222.09	14.94	6.61	866.49
8月	67.21	649.52	716.73	568.54	185.90	16.75	3.93	775.12
9月	68.40	678.83	747.23	604.76	205.36	15.06	4.40	829.58
10月	62.89	738.47	801.36	600.95	235.92	14.92	3.79	855.58
11月	68.54	660.61	729.15	558.92	202.01	18.43	3.51	782.87
12月	63.48	772.75	836.23	666.27	236.97	20.78	9.08	933.10
令和8年1月	71.79	701.04	772.83	563.82	199.45	18.80	7.88	789.95
2月	63.31	669.34	732.65	487.62	170.95	14.13	4.55	677.25
3月	68.03	856.97	925.00	591.78	216.89	16.17	7.81	832.65
計	836.36	9,381.14	10,217.50	7,170.61	2,535.23	204.23	68.25	9,978.32
1か月平均	69.70	781.76	851.46	597.55	211.27	17.02	5.69	831.53

（注）一般収集は、公用持込を含む。

(2) ごみの状況

（単位：t）

構成市町量 年度	東浦町		豊明市		大府市		阿久比町		合計	
	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率
R3	8,041	20.5	11,475	29.3	16,264	41.5	4,742	12.1	39,208	103
R4	7,902	21.4	11,127	30.2	15,396	41.8	4,783	13.0	36,864	106
R5	7,550	21.1	10,601	29.6	14,283	39.8	4,430	12.4	35,842	103
R6	7,342	20.5	10,318	28.8	13,950	38.9	4,232	11.8	35,842	100
R7	7,171	20.3	10,178	28.9	13,703	38.8	4,224	12.0	35,276	100

（注）可燃物のみの投入量

(3) し尿・浄化槽汚泥の状況

(単位:t)

年度	東浦町		豊明市		大府市		阿久比町		合計	
	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率
R 3	10,670	25.8	9,203	22.3	15,393	37.2	6,062	14.7	41,328	100
R 4	10,582	26.6	7,969	20.0	15,086	37.9	6,199	15.6	39,836	100
R 5	10,866	27.4	7,815	19.7	15,098	38.0	5,938	15.0	39,717	100
R 6	10,573	25.9	7,963	19.5	16,018	39.3	6,218	15.3	40,772	100
R 7	10,218	25.8	8,079	20.4	15,565	39.3	5,778	14.6	39,640	100

(4) 負担金の推移

■東浦町年度別状況

(単位:千円)

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
項目					
組合償還金	102,319	194,574	204,689	209,348	211,249
投資的経費	93,746	17,868	28,410	21,767	37,474
経常的経費 (し尿関係)	35,580	43,730	40,730	42,478	47,770
" (ごみ関係)	230,558	291,282	307,025	345,806	337,691
" (温水プール関係)	19,128	21,264	20,947	21,400	22,017
歳出計 (a)	481,331	568,718	601,801	640,799	656,201
負担金以外の歳入計 (b)	165,131	117,006	111,254	114,409	95,480
実質負担金 (a) - (b)	316,200	451,712	490,547	526,390	560,721

■構成市町別状況 (令和7年度)

(単位:千円)

構成市町	東浦町	豊明市	大府市	阿久比町	合計
項目					
組合償還金	211,249	280,009	382,970	116,083	990,311
投資的経費	37,474	50,246	69,531	20,795	178,046
経常的経費 (し尿関係)	47,770	34,317	67,503	26,667	176,257
" (ごみ関係)	337,691	458,226	629,811	187,987	1,613,715
" (温水プール関係)	22,017	11,170	40,851	4,623	78,661
歳出計 (a)	656,201	833,968	1,190,666	356,155	3,036,990
負担金以外の歳入計 (b)	95,480	121,563	175,620	47,374	440,037
実質負担金 (a) - (b)	560,721	712,405	1,015,046	308,781	2,596,953

用語解説（５０音順）

・赤潮

プランクトンが異常繁殖して海面が赤色又は赤褐色になる現象で、プランクトンが魚介類のエラにつまり窒息死するという被害をうけます。赤潮発生の原因は、生活排水や工場排水などの流入により、沿岸や内湾域が富栄養化したためといわれています。

・アルキル水銀

水銀にアルキル基が１個又は２個結合した有機水銀化合物で、メチル水銀、エチル水銀等の総称であり、無色の液体又は、白色の固体状をしています。

アルキル水銀中毒になると、知覚、聴力、言語障害、視野の狭搾、手足のまひ等の中枢神経障害を起こし、ひどいときには死に至ることもあります。熊本県水俣市で発生した「水俣病」は、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド合成工程でできたメチル水銀が原因とされています。

・一酸化炭素(CO)

無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生するものです。発生源は、自動車によるものが最も多く、その他石油ストーブ、ガスコンロ、タバコ等からも発生します。人体への影響は、呼吸器から体内に入り血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすといわれています。

・化学的酸素要求量(COD)

湖沼における有機物による水の汚濁の程度を示す指標。酸化剤を使用して、水中の有機物を分解するのに消費される酸素の量を表すもので、この数値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味します。

・カドミウム(Cd)

主に亜鉛の生産に伴い産出される重金属。長期にわたり大量に体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害・胃腸障害・腎臓障害等を起こします。富山県神通川流域で発病した「イタイイタイ病」は、上流の鉱山排水中に含まれるカドミウムによる慢性中毒に起因するものといわれています。

・環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準のこと。環境基本法第16条に基づき、水、土壌、騒音に関して定められています。

・光化学オキシダント(Ox)

大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物等が、強い日射を受け光化学反応を起こし生じる物質で、二酸化窒素を除くオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化力の強い物質の総称。高濃度のときは、目を刺激し呼吸器、その他の臓器に影響を及ぼすといわれています。

・揮発性有機化合物(VOC)

大気中で気体となる有機化合物の総称。代表的な物質は、トルエン、キシレン、酢酸エチル等で、塗料や接着剤、インク等に溶剤として含まれています。

・産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の政令で定める廃棄物及び輸入された廃棄物をいいます。

・酸性雨

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、清浄な雨水でもpH5.6程度となっています。このため一般的にはpH5.6より低い雨を酸性雨といいます。酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれています。これらの主な発生源は、工場や自動車等の人為的なものですが、火山の噴煙のように自然現象によるものもあります。諸外国では、湖沼や森林といった生態系等への被害が発生しています。

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素化合物のうち、硝酸塩及び亜硝酸塩のことをいい、水中の窒素化合物の一部が微生物により分解され、硝酸塩や亜硝酸塩を生成します。健康被害として、乳幼児に対するチアノーゼや窒息を起こすといわれています。

・水素イオン濃度(pH)

溶液中の酸性、アルカリ性を示す指数で単位はpH。中心となる数値を7（中性）とし、7より小さいものは弱酸性（4～7）、強酸性（0～3）、7より大きいものは弱アルカリ性（7～10）、強アルカリ性（11～14）と分けられています。

・生物化学的酸素要求量(BOD)

生物化学的酸素要求量の略です。河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要なとされる酸素量のこと、この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。

・全シアン

シアン化合物の総称。シアン化水素、シアン化カリウム等の他、銅、鉄、銀等の金属化合物があります。シアン化水素やシアン化カリウム等は、体内に入ると呼吸困難を起こすほどの猛毒ともいわれています。

・窒素

水中の栄養塩類として閉鎖性水域や湖沼の富栄養化の原因となる物質の一つ。窒素は、りんとともに赤潮の原因となります。

・リン

水中の栄養塩類として閉鎖性水域や湖沼の富栄養化の原因となる物質の一つ。窒素と同様に、赤潮の原因となります。

・総水銀

水銀、水銀化合物(メチル水銀等)を合わせた金属水銀の量。化学品製造、医薬品、乾電池などに使用しています。水銀化合物中には、強い毒性を持つものが有り、慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られます。

・ダイオキシン類

物を燃焼する過程で非意図的に生成される、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルを含めて、ダイオキシン類といい、「ダイオキシン類対策特別措置法」により排出を規制しています。

ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっています。

・大腸菌数

人や動物の腸内に生存している菌種。大腸菌自体は有害ではないが、水中に多く存在すれば人間や家畜の糞便により水が汚染されていることになり、水中の大腸菌数は水質汚濁の指標となっています。

・地球温暖化

人間の活動により、温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がる現象のこと。これにより、海水の膨張や氷河などの融解による海面上昇、気候メカニズムの変化により異常気象の頻発が起き、ひいては自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されています。

・窒素酸化物(NO_x)

大気汚染物質である窒素(N)と酸素(O)の化合物全体のことで、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO_2)が主です。通称「ノックス(NO_x)」という。燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合し発生します。発生源は、工場、家庭等の固定発生源と自動車等の移動発生源があります。

・テトラクロロエチレン

不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに大半が使用され、金属部品の洗浄や繊維の精練加工でも使用しています。高濃度の場合、眼・鼻・のどを刺激し蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛・めまい・意識喪失を起こすといわれています。

・トリクロロエチレン

不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に大半が使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用します。無色の水より重い液体で眼・鼻・のどを刺激し、吸引すると、頭痛・めまい・吐き気及び貧血・肝臓障害を起こすといわれています。

・鉛(Pb)

方鉛鉱、白鉛鉱、硫酸鉛鉱等の鉱石の形で算出する重金属。

鉛及びその化合物は、水銀等と並んで最も毒性の強い物質の一つで、皮膚、消化器等を通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こし、歯のまわりに特有の褐色の縁を生ずるほか、ひどくなると強い関節炎や頭痛を伴う血圧上昇、タンパク尿などの症状を示すといわれています。

・二酸化硫黄(SO₂)

重油、軽油、石炭など硫黄を含む燃焼が燃焼するとき酸素と結合し発生するもので、大気汚染物質の一つとして、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質です。無色で腐敗した卵に似た刺激臭があり目、皮膚、粘膜を刺激し人体に有害な物質といわれています。

・二酸化窒素(NO₂)

工場や自動車などの燃料の燃焼に伴い、燃料で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成します。家庭や企業で使用する燃料装置はほとんど窒素酸化物を発生します。燃焼によって発生するものは、燃料の種類や燃焼方法によって異なりますが、90%以上は一酸化窒素(NO)で、これが酸化されて二酸化窒素になり燃焼温度が高温になるほど、発生量が多くなります。また、二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもあります。二酸化窒素は、赤褐色の刺激性の気体であり、慢性吸入により呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

・n-ヘキサン抽出物質

水中での鉱油、動植物性油等による汚濁の程度を表す指標で、溶媒であるノルマルヘキサンにより抽出される不揮発性物質の総称。油分以外で抽出されるものもあり、農薬、染料、アルコール、石鹼等も含まれ、この数値が大きいほど汚れがひどく魚介類の死を引き起こしたりします。特に鉱油は、石油臭によって水の価値を損なったり、下水処理場の機能を阻害したりします。

・砒素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属。銅、鉛、亜鉛等の精錬の際、副産物としても産出されます。砒素及びその化合物(砒酸、亜砒酸、砒化水素等)は、すべて猛毒であり、皮膚、消化器、呼吸器から吸収されると、骨や内臓に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、嘔吐、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少、肝臓肥大、乾燥性発しん等の症状を示すといわれています。

・富栄養化

富栄養化という言葉は、元来湖沼学で用いられてきた専門用語で、窒素、リン等の栄養物質の含有量が少なく、生物生産性が低い湖沼(貧栄養湖といいます。)が長い年月の間に栄養物質の豊富な生物生産性の高い湖沼(富栄養湖といいます。)へと次第に変せんしていく現象のことをいいます。

・浮遊物質(SS)

水の中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子物質で、粘土鉱物による微粒子、プランクトンやその死骸、付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物の総称。この数値が大きいほど浮遊物質が多く汚れがひどく透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらが詰まって死んだり、光の透過が妨げられて、水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがあります。25mg/ℓ以下であれば正常な魚の生育が維持され、50mg/ℓ以下であれば魚のへい死が防げるものとされています。

・浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が10μm(マイクロメートル、1μm=1/1000mm)以下のもの。発生源は、工場、交通機関、家庭等人為的なもののほか、土壌の舞い上がりや火山活動等自然的なものがあります。この粒子は沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは健康に影響を与えるとされています。

・フロン類

炭素と水素の他、フッ素や塩素、臭素などのハロゲンを多く含む化合物の総称。毒性が低く、無臭・不燃で非常に安定した物質のため、噴射剤・冷蔵庫、エアコンの冷媒・洗浄剤・発泡剤などに広く使っています。大気中に放出されたフロンは、大部分が成層圏にたどりつき、光分解等によりオゾン層を破壊します。フロンには、オゾン層を破壊してしまうだけでなく、高い温室効果を持つものがあり、地球温暖化の原因の一つとなっています。

・粉じん

物の破碎・選別その他の機械的処理、又はたい積に伴い発生したり、飛散したりする物質です。

・溶存酸素量(DO)

大気中から水に溶け込んでいる酸素の量。水中の生物も人間と同様、酸素を必要としているためDOが減少すると、水中の好気性微生物の活動が鈍って腐敗臭がするなど河川や海域の自然浄化作用が働かなくなります。また魚介類などの水棲生物が窒息死することもあります。BODやCODとは逆に数値が低いほど汚染が進んでいることになります。

・六価クロム

クロム化合物には、青紫色を呈する三価クロム化合物と黄色から赤色を呈する六価クロム化合物があり、六価クロム化合物は、激しい刺激性を持ち、接触による皮膚障害、吸引による鼻粘膜や肺に重大な障害をもたらす、浮腫やかいようを生じ、またガンの原因にもなるとされています。

東浦町の環境（令和 8 年度版）

令和 8 年 10 月

東浦町 地域創造部 環境課

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

TEL 0562 (83) 3111（代表）

<http://www.town.aichi-higashiura.lg.jp>